

令和2年度

集団指導資料

**介護老人福祉施設
(介護予防)短期入所生活介護**

令和3年3月29日

岡山県保健福祉部 保健福祉課指導監査室

令和2年度 集団指導

指定介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所生活介護

目次

1	関係法令・通知等	1
2	令和3年度報酬改定に伴う法令・通知・条例等の改正について	3
	・ 指定居宅サービスに要する費用の基準額の算定に関する基準等の一部を改正する告示等の公布について（国事務連絡）ほか	4
	・ 介護保険法に係る基準条例改正の概要	8
	・ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表	14
	・ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表	21
	・ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例新旧対照表	36
	・ 令和3年度介護報酬改定における改定事項について（国参考資料・介護老人福祉施設・短期入所生活介護関係抜粋）	50
	・ 令和3年度介護報酬の改定算定構造	93
	・ 「令和3年9月30日までの上乘せ分」の計算方法について	96
	・ 令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項（介護老人福祉施設、特養併設型（介護予防）短期入所生活介護）	99
	・ 令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項（（介護予防）短期入所生活介護（単独型・特養以外の併設型））	109
3	高齢者虐待の防止及び身体拘束の廃止について	114

1 関係法令・通知等

根拠となる法令・通知等	略表記
<p>(指定介護老人福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第39号） 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年 厚生省告示第21号） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第63号） 	<p>39号省令</p> <p>43号通知</p> <p>21号告示</p> <p>40号通知</p> <p>県 条 例 （ 介 福 ）</p>
<p>(指定短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号） 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号） 	<p>37号省令</p> <p>25号通知</p> <p>19号告示</p> <p>県 条 例 （ 居 宅 ）</p>
<p>(指定介護予防短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号） 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第65号） 	<p>35号省令</p> <p>127号告示</p> <p>県 条 例 （ 予 防 ）</p>

根拠となる法令・通知等	略表記
<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（平成9年法律第123号） ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生省告示第94号） ・厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生省告示第95号） ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生省告示第96号） ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号） ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号） ・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号） ・厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号） ・介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号） ・介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号） ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知） <p>(Q&A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の発出している「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A（<u>削除・変更の場合があるので、最新の情報を確認すること</u>） 	<p>法律</p> <p>規則</p> <p>94号告示</p> <p>95号告示</p> <p>96号告示</p> <p>27号告示</p> <p>29号告示</p> <p>419号告示</p> <p>123号告示</p> <p>413号告示</p> <p>414号告示</p> <p>41号通知</p> <p>54号通知</p> <p>75・122号通知</p>
<p><厚生労働省のQ&Aが掲載されているホームページ> http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html</p>	<p>Q&A</p>

2 令和3年度報酬改定に伴う法令・通知・条例等の改正について

- (1) 令和3年度報酬改定に伴い、39号省令等の基準省令のほか、多くの告示・通知が改正されました。(令和3年3月15日付け、国事務連絡及び令和3年3月16日付け、国通知 参照)

改正内容については、次の厚生労働省ホームページに掲載されていますので御確認ください。

※ 厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

- (2) 運営基準等を定めた県条例の改正内容については、介護保険法に係る基準条例改正の概要及び新旧対照表を御確認ください。

※ 改正した県条例(介護老人福祉施設・短期入所生活介護関係)

- ・ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第63号)
- ・ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号)
- ・ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第65号)

- (3) 令和3年度報酬改定の内容については、本資料に掲載している「令和3年度介護報酬改定における改定事項について(国参考資料・介護老人福祉施設・短期入所生活介護関係抜粋)」を御覧ください。(令和3年1月18日社保審一介護給付費分科会 参考資料1より抜粋)

事務連絡
令和3年3月15日

都道府県
指定都市
中核市
各
介護保険企画部（局） 御中

厚生労働省老健局長 保健課
総務課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を

改正する告示等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
一般の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の一部改正に係る答申等が得られたところで、

本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和3年厚生労働省告示第73号）等が別添のとおり公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、令和3年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、今般の改正に伴う具体的な運用等につきましては、近日中に別途お知らせする予定であることを申し添えます。

改正した告示一覧

■介護保険法施行規則第四百四十二条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準

No.	告示名	告示番号
1	介護保険法施行規則第四百四十二条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準	令和3年厚生労働省告示第71号

■介護保険法施行規則第四百四十二条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準

No.	告示名	告示番号
1	介護保険法施行規則第四百四十二条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準	令和3年厚生労働省告示第72号

■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

No.	告示名	告示番号	頁数
1	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成12年厚生省告示第19号	1
2	指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成12年厚生省告示第20号	80
3	指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成12年厚生省告示第21号	87
4	厚生労働大臣が定める利用料等の額の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法	平成12年厚生省告示第22号	155
5	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の仕事条件に関する基準	平成12年厚生省告示第29号	160
6	厚生労働大臣が定める特定診療業務に係る指導管理等及び単位数	平成12年厚生省告示第30号	173
7	介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第六十七條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額	平成12年厚生省告示第39号	177
8	厚生労働大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支給に係る報酬その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域	平成12年厚生省告示第53号	182
9	厚生労働大臣が定める利用料等が算定する特別な居費等の提供に係る基準等	平成12年厚生省告示第123号	185
10	介護保険法第五十一条の三第三項第六十一条の三第二項第一号及び第六十一条の規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における費金の提供に関する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	平成17年厚生労働省告示第411号	188
11	介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	平成17年厚生労働省告示第412号	190
12	介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に関する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	平成17年厚生労働省告示第415号	198
13	介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設並びに食事の提供に係る費用に関する指針	平成17年厚生労働省告示第416号	200
14	居住、滞在及び施設並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針	平成17年厚生労働省告示第419号	202
15	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成18年厚生省告示第126号	205
16	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成18年厚生省告示第127号	268
17	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成18年厚生省告示第128号	314
18	指定介護予防支店に要する費用の額の算定に関する基準	平成18年厚生省告示第129号	335
19	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数	平成18年厚生労働省告示第165号	338
20	厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数	平成18年厚生労働省告示第163号	344
21	厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者が講ずべき措置	平成18年厚生労働省告示第166号	346
22	要介護状態にある高齢者等について療養に要する費用の額を算定できる場合	平成20年厚生労働省告示第128号	348
23	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域	平成21年厚生労働省告示第83号	353
24	指定地域密着型サービスの実施の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的なサービスの提供に関する基準及び研修	平成24年厚生労働省告示第113号	357
25	厚生労働大臣が定める地域	平成24年厚生労働省告示第120号	359
26	厚生労働大臣が定める一単位の単価	平成27年厚生労働省告示第93号	362
27	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	平成27年厚生労働省告示第94号	367
28	厚生労働大臣が定める基準	平成27年厚生労働省告示第95号	380
29	厚生労働大臣が定める施設基準	平成27年厚生労働省告示第96号	505
30	附則	--	531

■厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

No.	告示名	告示番号
1	厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域	平成12年厚生省告示第54号

老高発 0316 第 3 号
老認発 0316 第 6 号
老老発 0316 第 5 号
令和 3 年 3 月 16 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省 老健局 高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省 老健局 老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 3 年厚生労働省告示第 73 号）及び「厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」（令和 3 年厚生労働省告示第 74 号）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

これらの改正に伴う関係通知の改正の内容等については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

て（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。

- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 特定診療費の算定に関する留意事項について（平成 12 年 3 月 31 日老企第 58 号）の一部改正
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）の一部改正
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）の一部改正
別紙 5 のとおり改正する。
- 6 特別療養費の算定に関する留意事項について（平成 20 年 4 月 10 日老老発第 0410002 号）の一部改正
別紙 6 のとおり改正する。
- 7 特別診療費の算定に関する留意事項について（平成 30 年 4 月 25 日老老発 0425 第 2 号）の一部改正
別紙 7 のとおり改正する。
- 8 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）の一部改正
別紙 8 のとおり改正する。

- 地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正
別紙16のとおり改正する。
- 17 介護給付費請求書の記載要領について（平成13年11月16日老老発第31号）の一部改正
別紙17のとおり改正する。
- 18 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）別紙1第6表の一部改正
別紙18のとおり改正する。
- 19 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）の一部改正
別紙19のとおり改正する。
- 20 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成12年3月30日老企第55号）の一部改正
別紙20のとおり改正する。
- 21 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成12年3月31日老企第59号）別記様式の一部改正
別紙21のとおり改正する。
- 22 介護老人保健施設からの退所時における老人訪問看護指示加算に係る訪問看護指示書の様式について（平成12年4月26日老健第96号）別紙の一部改正
別紙22のとおり改正する。
- 23 介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について（平成18年3月31日老振第0331009号）別紙の一部改正
別紙23のとおり改正する。

- 9 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老老発第0331017号）の一部改正
別紙9のとおり改正する。
- 10 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）の一部改正
別紙10のとおり改正する。
- 11 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号、老老発第0331016号）の一部改正
別紙11のとおり改正する。
- 12 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）の一部改正
別紙12のとおり改正する。
- 13 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）の一部改正
別紙13のとおり改正する。
- 14 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号）の一部改正
別紙14のとおり改正する。
- 15 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年3月22日老老発0322第1号）の一部改正
別紙15のとおり改正する。
- 16 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定

- 24 事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成18年9月11日老振発0911001号、老老発0911001号）の一部改正
別紙24のとおり改正する。
- 25 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）の一部改正
別紙25のとおり改正する。
- 26 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）の一部改正
別紙26のとおり改正する。
- 27 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年6月5日老振発0605第1号）様式5及び6の一部改正
別紙27のとおり改正する。
- 28 その他
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」第8条による「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の指定に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成12年厚生省告示第53号）の一部改正及び「厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」の全部改正により、特例居宅介護サービス費と特別地域加算の対象地域をそれぞれ規定することとした。
特例居宅介護サービス費の活用事例については、「離島等における介護サービスの提供体制の確保方策と既存施策に関する手引き」（令和元年度老人保健健康増進等事業）を参照されたい。
https://www.kokushinkyoo.or.jp/Portals/0/Report-houkokusyo/RI/%E9%9B%A2%E5%B3%B6%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E4%BF%8B%E8%A%D%B7%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9/02.%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D%E7%BC%88hp%E7%94%A8%E7%BC%89_4_2f.pdf

介護保険法に係る基準条例改正の概要（令和3年4月1日施行）

	条例名	改正の概要
県 条 例 第 63 号	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	① 施設は、入所者の人権擁護、虐待防止等に必要な体制整備、従業者に対する研修実施等の措置を講じなければならないこととする。なお、本改正に伴い、前項の従業者研修に入所者の人権擁護・虐待防止に関する事項を含めることを求める既存の規定（旧第28条第4項ほか）を別の規定に改める。（第2条第4項及び第43条第3項関係）
		② 施設サービスの提供に当たって、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況等の事項に関する情報などの介護保険等関連情報等を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととする。（第2条第5項及び第43条第4項関係）
		③ 施設に置くべき従業者のうち、栄養士を栄養士又は管理栄養士に改めるとともに、他の施設等との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営が期待できる場合であって入所者の処遇に支障がないときに置かないことができる栄養士を、栄養士又は管理栄養士に改める。（第3条第1項関係）
		④ ユニット型を除く施設にユニット型施設を併設する場合、従前は介護職員等が専らそれぞれの施設の職務に従事するとされていたことについて、入所者の処遇に支障がない場合に限り、その専従を求めないこととする。（第3条第4項関係）
		⑤ 身体拘束等適正化対策検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。（第14条第6項及び第46条第8項関係）
		⑥ サービス担当者会議について、参加する入所者等の同意を得てテレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。（第15条第6項関係）
		⑦ 施設は、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととする。（第20条の2関係）
		⑧ 施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。（第20条の3関係）
		⑨ 運営規程に定めなければならない事項に虐待防止措置に関する事項を加える。（第27条及び第50条関係）
		⑩ 施設は、看護師等の有資格者を除く全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。（第28条第3項及び第51条第4項関係）
		⑪ 施設は、職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。（第28条第4項及び第51条第5項関係）
		⑫ 施設は、感染症・非常災害発生時にサービス提供の継続実施と早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ、従業者への周知、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要があること等とする。（第28条の2関係）
		⑬ 施設は、前項の非常災害時の避難又は救出などの訓練の

<p>介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例</p>	<p>実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。（第30条第3項関係）</p> <p>⑭ 感染症・食中毒の予防・まん延防止対策検討委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとし、感染症の防止の訓練を定期的実施しなければならないこととする。（第31条第2項関係）</p> <p>⑮ 運営規程の概要・勤務体制その他の重要事項について、施設に書面を備え付け、関係者に自由に閲覧させることのできることを掲示に代えることができることとする。（第33条第2項関係）</p> <p>⑯ 事故発生防止委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとし、事故発生・再発防止の措置を実施する担当者を置かなければならないこととする。（第39条第1項関係）</p> <p>⑰ 施設は、虐待の発生・再発の防止のため、対策検討委員会を定期的開催し、その結果の周知徹底を図り、指針を整備し、研修を定期的実施するとともに、それらの措置を実施する担当者を置かなければならないこととする。（第39条の2関係）</p> <p>⑱ 1ユニットの利用定員の上限について、従前のおおむね10人以下から、原則おおむね10人以下で15人を超えないものに改めるとともに、ユニットに属さない居室を改修したもののについては、廃止する。（第44条第1項関係）</p> <p>⑲ 施設等は、この条例に書面で作成・保存等を行うことが規定又は想定されている書類、文書、謄本等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとする。とともに、この条例に書面で行うことが規定又は想定されている交付、説明、同意、承諾、締結等について、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて電子的方法等によることができることとする。なお、本改正に鑑み、サービス提供の開始についての相手方の同意はできる限り書面で得るものとする規定（旧第5条第1項後段）を削る。（第54条関係）</p> <p>⑳ 規定の整備</p>
--	---

	条例名	改正の概要
県条例第62号	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	① 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等に必要の体制整備、従業者に対する研修実施等の措置を講じなければならないこととする。なお、本改正に伴い、前項の従業者研修に利用者の人権擁護・虐待防止に関する事項を含めることを求める既存の規定（旧第32条第4項ほか）を別の規定に改める。（第3条第3項関係）
		② 指定居宅サービス事業者は、そのサービスの提供に当たって、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況等の事項に関する情報などの介護保険等関連情報等を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととする。（第3条第4項関係）
		③ 運営規程に定めなければならない事項に虐待防止措置に関する事項を加える。（第30条、第57条、第77条、第87条、第96条、第107条、第143条、第164条、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条関係）
		④ 指定居宅サービス事業者は、職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。（第32条第4項、第57条の2第4項、第108条第4項、第179条第5項、第214条第5項及び第233条第5項関係）
		⑤ 指定居宅サービス事業者は、感染症・非常災害発生時にサービス提供の継続実施と早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ、従業者への周知、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと等とする。（第32条の2関係）
		⑥ 指定居宅サービス事業者は、感染症の発生・まん延防止のため、対策検討委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果の周知徹底を図り、指針を整備し、研修・訓練を定期的実施しなければならないこととする。（第33条第3項、第111条第2項、第144条第2項及び第260条第6項関係）
		⑦ 指定居宅サービス事業者は、運営規程の概要・勤務体制その他の重要事項について、事業所に書面を備え付け、関係者に自由に閲覧させることで、掲示に代えることができることとする。（第34条第2項及び第261条第2項関係）
		⑧ 指定訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護及び通所リハビリテーション事業者は、事業所と同一建物の利用者へサービスを提供する場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならないこととする。（第39条第2項及び第111条の2第3項関係）
		⑨ 指定居宅サービス事業者は、虐待の発生・再発の防止のため、対策検討委員会を定期的開催し、その結果の周知徹底を図り、指針を整備し、研修を定期的実施するとともに、それらの措置を実施する担当者を置かななければならないこととする。（第40条の2関係）
		⑩ 指定訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護事業者は、看護師等の有資格者を除く全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。（第57条の2第3項、第108条第3項、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項関係）
		⑪ 指定訪問リハビリテーション事業者が開催するリハビリテーション会議については、参加する利用者等の同意を得てテレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。（第85条関係）

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	⑫ 薬剤師による指定居宅療養管理指導については、サービス提供上必要な場合又は居宅介護支援事業者・居宅サービス提供事業者からの求めがあった場合、原則としてサービス担当者会議に参加して必要な情報提供や助言を行わなければならないこととする。（第95条第2項関係）
	⑬ 指定通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護事業者は、前項の非常災害時の避難又は救出などの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。（第110条第3項関係）
	⑭ 指定通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動との連携・協力を行う等、地域との交流に努めなければならないこととする。（第111条の2第1項関係）
	⑮ 指定短期入所生活介護の生活相談員・介護職員・看護職員について、従前はそれぞれ1人は常勤でなければならないこととしていたものを、生活相談員のうち1人以上、介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤でなければならないこととする。（第148条第5項関係）
	⑯ 利用定員20人未満の併設事業所において、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院等との密接な連携により看護職員を確保するものとする。（第148条第6項関係）
	⑰ 指定短期入所生活介護の1ユニットの利用定員の上限について、従前のおおむね10人以下から、原則おおむね10人以下で15人を超えないものに改めるとともに、ユニットに属さない居室を改修したものについては、廃止する。（第171条第6項関係）
	⑱ 指定特定施設入居者生活介護における身体拘束等適正化対策検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。（第226条第6項関係）
	⑲ 指定居宅サービス事業者等は、この条例に書面で作成・保存等を行うことが規定又は想定されている書類、文書、謄本等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとする。この条例に書面で行うことが規定又は想定されている交付、説明、同意、承諾、締結等について、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて電子的方法等によることができることとする。なお、本改正に鑑み、サービス提供の開始についての相手方の同意はできる限り書面で得るものとする規定（旧第9条第1項後段及び第152条第1項後段）を削る。（第277条関係）
	⑳ 規定の整備

	条例名	改正の概要
県条例第65号	介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例	① 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等に必要な体制整備、従業者に対する研修実施等の措置を講じなければならないこととする。なお、本改正に伴い、前項の従業者研修に利用者の人権擁護・虐待防止に関する事項を含めることを求める既存の規定（旧第55条の2第4項ほか）を別の規定に改める。（第3条第3項関係）
		② 指定介護予防サービス事業者は、そのサービスの提供に当たって、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況等の事項に関する情報などの介護保険等関連情報等を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととする。（第3条第4項関係）
		③ 運営規程に定めなければならない事項に虐待防止措置に関する事項を加える。（第55条、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条関係）
		④ 指定介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、看護師等の有資格者を除く全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。（第55条の2第3項、第121条の2第3項、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項関係）
		⑤ 指定介護予防サービス事業者は、職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。（第55条の2第4項、第73条の2第4項、第121条の2第4項、第158条第5項、第195条第5項及び第214条第5項関係）
		⑥ 指定介護予防サービス事業者は、感染症・非常災害発生時にサービス提供の継続実施と早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ、従業者への周知、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと等とする。（第55条の2の2関係）
		⑦ 指定介護予防サービス事業者は、感染症の発生・まん延防止のため、対策検討委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果の周知徹底を図り、指針を整備し、研修・訓練を定期的実施しなければならないこととする。（第55条の3第3項、第122条第2項、第140条の2第2項及び第246条第6項関係）
		⑧ 指定介護予防サービス事業者は、運営規程の概要・勤務体制その他の重要事項について、事業所に書面を備え付け、関係者に自由に閲覧させることで、掲示に代えることができることとする。（第55条の4第2項及び第247条第2項関係）
		⑨ 指定介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、及び介護予防通所リハビリテーション事業者は、事業所と同一建物の利用者へサービスを提供する場合、当該建物以外に居住する利用者の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならないこととする。（第55条の9第2項関係）
		⑩ 指定介護予防サービス事業者は、虐待の発生・再発の防止のため、対策検討委員会を定期的開催し、その結果の周知徹底を図り、指針を整備し、研修を定期的実施するとともに、それらの措置を実施する担当者を置かなければならないこととする。（第55条の10の2関係）

<p>介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例</p>	<p>⑪ 指定介護予防訪問リハビリテーションにおけるリハビリテーション会議については、参加する利用者等の同意を得てテレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。（第87条第1項関係）</p>
	<p>⑫ 薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導については、サービス提供上必要な場合又は介護予防支援事業者・介護予防サービス提供事業者からの求めがあった場合、原則としてサービス担当者会議に参加して必要な情報提供や助言を行わなければならないこととする。（第96条第2項関係）</p>
	<p>⑬ 指定介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の非常災害時の避難又は救出などの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。（第121条の4第3項関係）</p>
	<p>⑭ 指定介護予防短期入所生活介護の生活相談員・介護職員・看護職員について、従前はそれぞれ1人は常勤でなければならないこととしていたものを、生活相談員のうち1人以上、介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤でなければならないこととする。（第130条第5項関係）</p>
	<p>⑮ 指定介護予防短期入所生活介護の利用定員20人未満の併設事業所において、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院等との密接な連携により看護職員を確保するものとする。（第130条第6項関係）</p>
	<p>⑯ 指定介護予防短期入所生活介護の1ユニットの利用定員の上限について、従前のおおむね10人以下から、原則おおむね10人以下で15人を超えないものに改めるとともに、ユニットに属さない居室を改修したものについては、廃止する。（第154条第6項関係）</p>
	<p>⑰ 指定介護予防特定施設入居者生活介護における身体拘束等適正化対策検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。（第212条第3項関係）</p>
	<p>⑱ 指定介護予防サービス事業者等は、この条例に書面で作成・保存等を行うことが規定又は想定されている書類、文書、謄本等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとする。この条例に書面で行うことが規定又は想定されている交付、説明、同意、承諾、締結等について、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて電子的方法等によることができることとする。なお、本改正に鑑み、サービス提供の開始についての相手方の同意はできる限り書面で得るものとする規定（旧第51条の2第1項後段及び第134条第1項後段）を削る。（第267条関係）</p>
	<p>⑲ 規定の整備</p>

新	旧
<p>目次</p> <p>第二章～第五章略</p> <p>第六章 雑則 (第五十四条)</p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第二条 1～3略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第三条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>一～三略</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士 一以上</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章略</p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第二条 1～3略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第三条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一～三略</p> <p>四 栄養士 一以上</p>

<p>五・六略</p> <p>2・3略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5～9略</p> <p>10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百三十一条第四項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項の本体施設をいう。)である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指</p>
--

<p>五・六略</p> <p>2・3略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第四十二条のユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第五十一条第二項の規定により配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第百五十八条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第百六十七条第二項に規定する基準に従い市町村が条例で定める基準により配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5～9略</p> <p>10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項の本体施設をいう。)である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数</p>
--

定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
 (内容及び手続の説明及び同意)
 第五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 6 略
 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
 第十四条 1 5 略
 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 三 略
 7 略
 (施設サービス計画の作成)
 第十五条 1 5 略
 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条におい

の合計数を基礎として算出しなければならない。
 (内容及び手続の説明及び同意)
 第五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 6 略
 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
 第十四条 1 5 略
 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 三 略
 7 略
 (施設サービス計画の作成)
 第十五条 1 5 略
 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条におい

て「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 12 略
 (栄養管理)
 第二十条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
 (口腔衛生の管理)
 第二十条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
 (運営規程)
 第二十七条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 七 略
 八 虐待の防止のための措置に関する事項
 九 略
 (勤務体制の確保等)
 第二十八条 1 2 略
 3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の

て「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 12 略
 (運営規程)
 第二十七条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 七 略
 八 略
 (勤務体制の確保等)
 第二十八条 1 2 略
 3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の

	機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
4	指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)
	第二十八条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2	指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なうなければならない。
3	指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (非常災害対策)
	第三十条 1・2略
3	指定介護老人福祉施設は、非常災害時における入所者の安全の確保を図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サ

	ビスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
4	略 (衛生管理等)
	第三十一条 1略
2	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
一	当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
二	略
三	当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。
	四 略 (掲示)
	第三十二条 1略
2	指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
	(事故発生の防止及び発生時の対応)

	機会を確保しなければならない。
4	前項の研修には、入所者の尊厳を守り、入所者及びその家族が共に健全な生活を送ることができるよう、入所者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。
	(非常災害対策)
	第三十条 1・2略
3	指定介護老人福祉施設は、非常災害時における入所者の安全の確保を図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サ

	ビスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
4	略 (衛生管理等)
	第三十一条 1略
2	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
一	当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
二	略
三	当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行なうこと。
	四 略 (掲示)
	第三十二条 略
	(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十九条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一・二略

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を用いて行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 3 4 略

（虐待の防止）

第三十九条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を用いて行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（基本方針）

第四十三条 1・2 略

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関係

第三十九条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一・二略

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 3 4 略

（基本方針）

第四十三条 1・2 略

連携報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（設備）

第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) 略

ロ 2 略

二 3 5 略

2 略

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第四十六条 1 3 7 略

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るた

（設備）

第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以上としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隣る壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(4) 略

ロ 2 略

二 3 5 略

2 略

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第四十六条 1 3 7 略

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るた

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三略

9 略
（運営規程）

第五十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 八略

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 略
（勤務体制の確保等）

第五十一条 一 三略

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三略

9 略
（運営規程）

第五十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 八略

九 略
（勤務体制の確保等）

第五十一条 一 三略

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 前項の研修には、入居者の尊厳を守り、入居者及びその家族が共に健全やかな生活を送ることができるよう、入居者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（運用）

第五十三条 第五条から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条から第二十六条まで、第二十八条の二及び第三十条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十七条の運営規程」とあるのは「第五十条の重要事項に関する規程」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十一条第二項第二号中「第十一条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第十一条第二項」と、第二十六条中「第十五条」とあるのは「第五十三条において準用する第十五条」と、第二十六条第五号及び第四十一条第二項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第四十六条第七項」と、第四十一条第二項第四号中「第二十三条」とあるのは「第五十三条において準用する第二十三条」と、第二十六条第六号及び第四十一条第二項第五号中「第三十七条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十七条第二項」と、第二十六条第七号及び第四十一条第二項第六号中「第三十九条第三項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十九条第三項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則
（電磁的記録等）

第五十四条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第八条第一項、第五十三条において準用する場合を含む。）

（運用）

第五十三条 第五条から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条から第二十六条まで及び第三十条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十七条の運営規程」とあるのは「第五十条の重要事項に関する規程」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十一条第二項第二号中「第十一条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第十一条第二項」と、第二十六条中「第十五条」とあるのは「第五十三条において準用する第十五条」と、第二十六条第五号及び第四十一条第二項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第四十六条第七項」と、第四十一条第二項第四号中「第二十三条」とあるのは「第五十三条において準用する第二十三条」と、第二十六条第六号及び第四十一条第二項第五号中「第三十七条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十七条第二項」と、第二十六条第七号及び第四十一条第二項第六号中「第三十九条第三項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十九条第三項」と読み替えるものとする。

及び第十一条第一項（第五十三条において運用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法によることができる。

附 則

第五条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項の病床に係るものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十條の六の軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければなら

ない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二略

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第四条第一項第八号及び第四十四条第一項第四号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

附 則

附 則

第五条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項の病床に係るものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十條の六の軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければ

ならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二略

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第四条第一項第八号及び第四十四条第一項第四号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

- (施行期日)
- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第二条第四項、第三十九条の二(新条例第五十三条において適用する場合を含む。)、及び第四十三条第三項の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、新条例第二条第四項、第三十九条の二及び第四十三条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第二十七条及び第五十条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十条の二(新条例第五十三条において適用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十条の二中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十条の三(新条例第五十三条において適用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十八条第三項及び第五十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十八条の二(新条例第五十三条において適用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十八条の二第二項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 7 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、新条例第三十一条第二項第三号(新条例第五十三条において適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、定期的の実施するよう努めるものとする。
- 8 施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例第三十九条第一項(新条例第五十三条において適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号に定める措置を講じるとともに、第四号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。
- 9 施行日以後、当分の間、新条例第四十四条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第三条第一項第三号イ及び第五十一条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であつて、改正前の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第四十四条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしている居室に係る同号イ(3)の規定の適用については、なお従前の例による。

新	旧
<p>目次 第二章〜第十三章略 第十四章 雑則(第二百七十七条) 附則 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 第三条 1・2略 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 (内容及び手続の説明及び同意) 第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2〜6略 (運営規程) 第三十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一〜六略 七 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>目次 第二章〜第十三章略 附則 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 第三条 1・2略 (内容及び手続の説明及び同意) 第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。 2〜6略 (運営規程) 第三十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一〜六略</p>
<p>八 略 (勤務体制の確保等) 第三十二条 1〜3略 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第三十二条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (衛生管理等) 第三十三条 1・2略 3 指定訪問介護事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修</p>	<p>七 略 (勤務体制の確保等) 第三十二条 1〜3略 4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健康やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。 (衛生管理等) 第三十三条 1・2略</p>

及び訓練を定期的実施すること。
 (提示)

第三十四条 1 略

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による提示に代えることができる。
 (地域との連携等)

第三十九条 1 略

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。
 (虐待の防止)

第四十条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 (運営規程)

第五十七条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 七 略

八 虐待の防止のための措置に関する事項
 九 略
 (勤務体制の確保等)

(提示)

第三十四条 略

(地域との連携)

第三十九条 略

(運営規程)

第五十七条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 七 略

八 略

第五十七条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供することができるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によつて指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 (準用)

第五十九条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条の二から第三十六条まで及び第三十七條から第四十一条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十七条」と、第三十三条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。
 (準用)

第六十二條 第九条から第十五條まで、第十七條から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第三十六條まで、第三十七條から第四十一条まで(第三十八條第五項及び第六項を除く。)及び第四十八

第五十九条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十六條まで及び第三十七條から第四十一条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十七条」と、第三十三條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。
 (準用)

第六十二條 第九条から第十五條まで、第十七條から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第三十六條まで、第三十七條、第三十八條(第五項及び第六項を除く。)、第三十九條から第四十一条ま

条並びに前節（第五十二条第一項及び第五十九条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十七条」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十三条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第七十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 六略

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 略

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第八十五条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 四略

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項の訪問リハビリテーション計画又は第百四十一条第一項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サ

）及び第四十八条並びに前節（第五十二条第一項及び第五十九条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条第二項中「第三十条」とあるのは「第五十七条」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十三条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第七十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 六略

七 略

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第八十五条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 四略

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項の訪問リハビリテーション計画又は第百四十一条第一項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サ

ビス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

2 略

（運営規程）

第八十七条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 五略

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 略

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第九十五条 1 略

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 三略

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号の居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行われなければならないこと。

ビス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

2 略

（運営規程）

第八十七条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 五略

六 略

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第九十五条 1 略

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 三略

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

七 略

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

4 略

(運営規程)

第九十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 五 略

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 略

(運営規程)

第七十七条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

四 略

3 略

(運営規程)

第九十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 五 略

六 略

(運営規程)

第七十七条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 九 略

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 略

(勤務体制の確保等)

第八十条 1・2 略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第一百十条 1・2 略

3 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保を図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 略

(衛生管理等)

第一百一十二条 1 略

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 九 略

十 略

(勤務体制の確保等)

第八十条 1・2 略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健全な生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(非常災害対策)

第一百十条 1・2 略

3 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保を図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

4 略

(衛生管理等)

第一百一十二条 1 略

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

（地域との連携等）

第百十二条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第百十二条の三 1 及び 4 略

（運用）

第百十三条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第三十八条、第四十条の二、第四十一条及び第五十六条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九十条第二項中「第三十条」とあるのは「第百七条」と、同項、第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第百十一條の二 1 及び 4 略

（運用）

第百十三條 第九條から第十八條まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条及び第五十六條の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條第二項中「第三十条」とあるのは「第百七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（運用）

第百十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第三十八条、第四十条の二、第四十一条、第五十六条、第九十九条、第一百条及び第二百二条第四項並びに前節（第百十三条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條第二項中「第三十条の運営規程」とあるのは「運営規程（第百七条の運営規程をいう。第三十四条第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百二条第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百五条第一項第二号、第百六条第五項、第百八条第三項及び第四項並びに第百十一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百十二条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

（運用）

第百三十五条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第四十条の二、第四十一条、第五十六条、第九十九条及び第四節（第百三条第二項及び第百十三条を除く。）の規定は、基準該当通所

（運用）

第百十五條 第九條から第十八條まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条、第五十六條、第九十九條、第一百條及び第二百二條第四項並びに前節（第百十三條を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條第二項中「第三十条の運営規程」とあるのは「運営規程（第百七條の運営規程をいう。第三十四條において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百二條第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百五條第一項第二号、第百六條第五項及び第百八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百二條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

（運用）

第百三十五條 第九條から第十五條まで、第十七條、第十八條、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條、第四十一条、第五十六條、第九十九條及び第四節（第百三條第一項及び第百十三條を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について

介護の事業について準用する。この場合において、第九條第二項中「第三十條」とあるのは「第七十條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十條第二項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十八條、第三十二條の二第二項、第三十四條第一項並びに第四十條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第百三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第百四十三條 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 八略

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 略

(衛生管理等)

第百四十四條 一 略

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の

防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第百四十六條 第九條から第十四條まで、第十六條から第十八條まで、第二十條、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十二條の二、第三十四條、第三十五條、第三十七條から第四十一條まで、第六十九條、第百三條及び第百八條から第百十條までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第百四十三條」と、第十四條中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百八條第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第百四十八條 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第百二十九條第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準第百二十八條の指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百六十五條において同じ。))の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。))が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社

準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第七十條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十條第二項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第百三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第百四十三條 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 八略

九 略

(衛生管理等)

第百四十四條 一 略

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の

(準用)

第百四十六條 第九條から第十四條まで、第十六條から第十八條まで、第二十條、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條、第三十五條、第三十七條から第四十一條まで、第六十九條、第百三條及び第百八條から第百十條までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第百四十三條」と、第十四條中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第百四十八條 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第百二十九條第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準第百二十八條の指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百六十五條において同じ。))の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。))が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社

会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 一以上
 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上
 四 栄養士 一以上
 五 機能訓練指導員 一以上
 六 略

2 略

5 第一項第二号の生活相談員にあつては一人以上を、同項第三号の介護職員又は看護職員にあつては一人以上を常勤としなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態に応じて必要と認めるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

7 略

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第百三十条第一項

から第七項までに規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第百五十一条 1 略

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第百五十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第六十四条の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

（運営規程）

第百六十四条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 略

（準用）

第百六十八条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条

会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 一人以上
 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上
 四 栄養士 一人以上
 五 機能訓練指導員 一人以上
 六 略

2 略

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員がそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

6 略

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第百三十条第一項

から第六項までに規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第百五十一条 1 略

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第百五十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第六十四条の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意を得る限り書面により得るものとする。

2 略

（運営規程）

第百六十四条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 略

九 略

（準用）

第百六十八条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条

、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二、第三十四條から第三十六
条まで、第三十七條から第四十一條まで（第三十九條第二項を除く。）
、第五十六條、第八八條、第一百十條及び第一百一十條は、指定短期入所生
活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二條の二第
二項、第三十四條第一項並びに第四十條の二第一号及び第三号中「訪問
介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八八條第三項
及び第四項並びに第一百一十條第二項第一号及び第三号中「通所介護従業
者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備及び備品等）

第七十一條 1 5 略

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニット
の共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニ
ットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所に
おいて同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けるこ
とができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者
がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予
防サービス等基準第五十二條第一項のユニット型指定介護予防
短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受
け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型
指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等
基準第五十一條のユニット型指定介護予防短期入所生活介護の
事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運
営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護
又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第八
十條において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同
じ。）は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えない

、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七
条から第四十一條まで、第五十六條、第八八條、第一百十條及び第一百一
十條は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合におい
て、第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業
者」と、第八八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生
活介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備及び備品等）

第七十一條 1 5 略

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニット
の共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニ
ットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所に
おいて同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けるこ
とができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者
がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予
防サービス等基準第五十二條第一項のユニット型指定介護予防
短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受
け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型
指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等
基準第五十一條のユニット型指定介護予防短期入所生活介護の
事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運
営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護
又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第八
十條において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同
じ。）は、おおむね十人以上としなければならない。

ものとする。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とす
ること。

(4) 略

7・8 略

（運営規程）

第七十八條 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事
業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 9 略

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 略

（勤務体制の確保等）

第七十九條 1 3 略

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者
の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。こ
の場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全て
の短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援
専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者そ
の他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修
を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短
期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的
な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当
な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害され
ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければな

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とす
ること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについて

は、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔
てる壁について、天井との間に一定の隙間が生しても差し支えな

(4) 略

7・8 略

（運営規程）

第七十八條 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事
業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 9 略

十 略

（勤務体制の確保等）

第七十九條 1 3 略

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者
の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健
やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の確保及び虐待の防
止に関する事項をその内容に含めなければならない。

らない。
(準用)

第八十一条の三 第十号から第十四号まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二号、第二十七号、第三十二号の二、第三十四号から第三十六号まで、第三十七号から第四十一号まで、(第三十九号第二項を除く。)、第五十六号、第八八条、第一百十号、第一百一十号、第一百四十七号及び第百四十九号並びに第四節(第百六十八号を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二号の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十四号第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百六十四号の運営規程をいう。第百五十二号第二項において同じ。)」と、同項並びに第四十号の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第八八条第三項及び第四項並びに第一百一十号第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百五十二号第一項中「第百六十四号の運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百五十五号第三項、第百五十六号第一項及び第百六十三号中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六十七号第二項第二号中「次条において準用する第二十号第二項」とあるのは「第二十号第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七号」とあるのは「第二十七号」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八号第二項」とあるのは「第三十八号第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十号第二項」とあるのは「第四十号第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第八十二条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所

生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 生活相談員 一以上
- 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準第百七十九号の基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第八十五号において同じ。)の数が三又はその端数を増すことに一以上
- 三 栄養士 一以上
- 四 機能訓練指導員 一以上
- 五 略

2 5 略
(準用)

第八十一条の三 第十号から第十四号まで、第十七号、第二十号、第二十二号、第二十七号、第三十二号の二、第三十四号から第三十六号まで、第三十七号から第四十一号まで、(第三十八号第五項及び第六項並びに第三十九号第二項を除く。)、第五十六号、第八八条、第一百十号、第一百一十号、第一百四十七号及び第四節(第百五十四号第一項及び第百六十八号を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十号第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者(以下この条及び第百八十五号において同じ。)に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二号中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二号の二第二項、第三十四号第一項並びに第四十号の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八八条第三項及び第四項並びに第一百一十号第二

(準用)

第八十一条の三 第十号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第二十条、第二十二号、第二十七号、第三十四号から第三十六号まで、第三十七号から第四十一号まで、第五十六号、第八八条、第一百十号、第一百一十号、第一百四十七号及び第百四十九号並びに第四節(第百六十八号を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四号中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百六十四号の運営規程をいう。第百五十二号第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第八八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百五十二号第二項中「第百六十四号の運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百五十五号第三項、第百五十六号第一項及び第百六十三号中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六十七号第二項第二号中「次条において準用する第二十号第二項」とあるのは「第二十号第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七号」とあるのは「第二十七号」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八号第二項」とあるのは「第三十八号第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十号第二項」とあるのは「第四十号第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第八十二条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所

生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 生活相談員 一以上
- 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準第百七十九号の基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第八十五号において同じ。)の数が三又はその端数を増すことに一以上
- 三 栄養士 一以上
- 四 機能訓練指導員 一以上
- 五 略

2 5 略
(準用)

第八十一条の三 第十号から第十四号まで、第十七号、第二十号、第二十二号、第二十七号、第三十四号から第三十六号まで、第三十七号、第三十八号(第五項及び第六項を除く。)、第三十九号から第四十一号まで、第五十六号、第八八条、第一百十号、第一百一十号、第一百四十七号及び第四節(第百五十四号第一項及び第百六十八号を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十号第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者(以下この条及び第百八十五号において同じ。)に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二号中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十四号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十四号第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指

項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百六十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百六十五条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百六十七条第二項第二号中「次条において準用する第二十條第二項」とあるのは「第二十條第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十條第二項」とあるのは「第四十條第二項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百一十條 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 六略

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 略

(準用)

第二百四條 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十條、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二、第三十四條、第三十五條、第三十七條から第四十一條まで(第三十九條第二項を除く。)、第五十六條、第八條、第九十條、第九十四條、第九十二條、第九十三條第二項及び第九十六條の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二條の二第二項、第三十四條第一項並びに第四十條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八條第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十四條第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とある

定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百六十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百六十五条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百六十七条第二項第二号中「次条において準用する第二十條第二項」とあるのは「第二十條第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十條第二項」とあるのは「第四十條第二項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百一十條 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 六略

七 略

(準用)

第二百四條 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十條、第二十二條、第二十七條、第三十四條、第三十五條、第三十七條から第四十一條まで、第五十六條、第九十條、第九十條、第九十四條、第九十二條、第九十三條第二項及び第九十六條の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十二條第一項中「第九十六條」とあるのは「第二百一十條」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

の「短期入所療養介護従業者」と、第百五十二條第一項中「第六十四條」とあるのは「第二百一十條」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百十三條 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 六略

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 略

(勤務体制の確保等)

第二百十四條 一 三略

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第二百二十六條 一 五略

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上

の「短期入所療養介護従業者」と、第百五十二條第一項中「第六十四條」とあるのは「第二百一十條」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百十三條 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 六略

七 略

(勤務体制の確保等)

第二百十四條 一 三略

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健全な生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第二百二十六條 一 五略

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者

開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三略
7・8略
(運営規程)

第二百三十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一〇八略
九 虐待の防止のための措置に関する事項
十 略
(勤務体制の確保等)

第二百三十三条 1〜3略

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(準用)

第二百三十七条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十条の二、第三十四条から第三十六條まで、第三十七條、第三十八條、第四十条から第四十一条まで、第五十五条、第五十六條、第六十条、第六十一条及び第六百五十九條の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事

業について準用する。この場合において、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第六十一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百四十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一〇九略
十 虐待の防止のための措置に関する事項
十一 略
(準用)

第二百四十八条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十条の二、第三十四条から第三十六條まで、第三十七條、第三十八條、第四十条から第四十一条まで、第五十五条、第五十六條、第六十条、第六十一条、第二百二十二條、第二百二十四條から第二百二十七條まで、第二百三十條、第二百三十一條及び第二百三十三條から第二百三十五條までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十五条第一項及び第二項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第六十一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十四條第二項中「指定

に周知徹底を図ること。

二・三略
7・8略
(運営規程)

第二百三十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一〇八略
九 略
(勤務体制の確保等)

第二百三十三条 1〜3略

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健全な生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。
(準用)

第二百三十七条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十条から第三十六條まで、第三十七條から第四十一条まで、第五十五条、第五十六條、第六十条、第六十一条及び第六百五十九條の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、

第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百四十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一〇九略
十 略
(準用)

第二百四十八条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十条から第三十六條まで、第三十七條から第四十一条まで、第五十五条、第五十六條、第六十条、第六十一条、第二百二十二條、第二百二十四條から第二百二十七條まで、第二百三十條、第二百三十一條及び第二百三十三條から第二百三十五條までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十五条第一項及び第二項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十四條第二項中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十七條第三項及び第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十三條中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十七条第三項及び第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十三条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百五十七条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 五略

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 略

(衛生管理等)

第二百六十条 一 五略

6 指定福祉用具貸与事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第二百六十一条 一 略

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

31 略

(運営規程)

第二百五十七条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 五略

六 略

(衛生管理等)

第二百六十条 一 五略

(掲示及び目録の備付け)

第二百六十一条 一 略

21 略

(準用)

第二百六十三条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二、第三十五條、第三十六條、第三十七條から第四十一條まで、第五十六條並びに第八八條第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、「第二十條第二項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十二條中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十二條の二第二項並びに第四十條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第八八條第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同條第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六十五条 第九条から第十五條まで、第十七條から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二、第三十五條、第三十六條、第三十七條から第四十一條まで、(第三十八條第五項及び第六項を除く。)、第五十六條、第八八條第一項、第二項及び第四項、第二百四十九條、第二百五十一條、第二百五十二條並びに前節(第二百五十三條第一項及び第二百六十三條を除く。))の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十條第二項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護

(準用)

第二百六十三条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條、第三十六條、第三十七條から第四十一條まで、第五十六條並びに第八八條第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、「第二十條第二項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十二條中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第八八條第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六十五条 第九条から第十五條まで、第十七條から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條の二、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條(第五項及び第六項を除く。)、第三十九條から第四十一條まで、第五十六條、第八八條第一項及び第二項、第二百四十九條、第二百五十一條、第二百五十二條並びに前節(第二百五十三條第一項及び第二百六十三條を除く。))の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十條第二項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について

護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第八十条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百五十三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運用)

第二百七十六条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七条、第三十二条の二、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第四十一条まで、第五十六条、第八十条第一項、第二項及び第四項、第二百五十四条、第二百五十七條から第二百五十九條まで並びに第二百六十一条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第二百七十六条において準用する第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十三条第二項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第三項第一号及び第三号並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第八十条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百五十四條第二項中「福祉用具」とあるのは「特定

法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第八十条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運用)

第二百七十六条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十七條から第四十一条まで、第五十六条、第八十条第一項及び第二項、第二百五十四條、第二百五十七條から第二百五十九條まで並びに第二百六十一条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条第二項中「第三十条」とあるのは「第二百七十六条において準用する第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第八十条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百五十四條第二項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十七條第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十八條第一項及び第二百五十九條中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十七條第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十八條第一項及び第二百五十九條中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則 (電磁的記録等)

第二百七十七條 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十二條第一項(第四十二條の三、第四十七條、第五十九條、第六十三條、第七十九條、第八十九條、第九十八條、第一百十三條、第一百十五條、第一百三十五條、第一百四十六條、第一百六十八條(第八十一条において準用する場合を含む。))、第八十一条の三、第八十八條、第二百四條(第二百六十六條において準用する場合を含む。))、第二百三十七條、第二百四十八條、第二百六十三條、第二百六十五條及び第二百七十六條において準用する場合を含む。及び第二百二十四條第一項(第二百四十八條において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たっては、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法によることができる。

附 則

第十四条 第二百十八條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一・二略

第十五条 第二百四十條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十六条 第二百二十條及び第二百四十二條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

第十四条 第二百十八條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一・二略

第十五条 第二百四十條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十六条 第二百二十條及び第二百四十二條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第三条第三項及び第四十条の二（新条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第八十九条、第九十八条、第九十八条、第一百十三條、第一百十五條、第一百三十五條、第一百四十六條、第一百六十八條（新条例第八十一条において準用する場合を含む。）、第八十一条の三、第八十八條、第二百四條（新条例第二百六十六條において準用する場合を含む。）、第二百三十七條、第二百四十八條、第二百六十三條、第二百六十五條及び第二百七十六條において準用する場合を含む。）の規定（研修の実施に係るものを除く。）の適用については、新条例第三条第三項及び第四十条の二中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第三十条（新条例第四十二条の三及び第四十七条において準用する場合を含む。）、第五十七條（新条例第六十三条において準用する場合を含む。）、第七十七條、第八十七條、第九十六條、第九十七條（新条例第九十五條及び第一百三十五條において準用する場合を含む。）、第一百四十三條、第一百六十四條（新条例第八十一条の三及び第八十八條において準用する場合を含む。）、第七十八條、第二百一、第二百十三條、第二百三十二條、第二百四十五條及び第二百五十七條（新条例第二百六十五條及び第二百七十六條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十条、第五十七條、第七十七條、第八十七條、第九十六條、第九十七條、第一百四十三條、第一百六十四條、第七十八條、第二百一、第二百十三條、第二百三十二條、第二百四十五條及び第二百五十七條中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十二条の二（新条例第四十二条の三、第四十七條、第五十九條、第六十三條、第七十九條、第八十九條、第九十八條、第九十八條、第一百十五條、第一百三十五條、第一百四十六條、第一百六十八條（新条例第八十一条において準用する場合を含む。）、第八十一条の三、第八十八條、第二百四條（新条例第二百六十六條において準用する場合を含む。）、第二百三十七條、第二百四十八條、第二百六十三條、第二百六十五條及び第二百七十六條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十二条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十三条第三項（新条例第四十二条の三、第四十七條、第五十九條、第六十三條、第七十九條、第八十九條、第九十八條及び第二百七十六條において準用する場合を含む。）、第一百十一條第二項（新条例第九十五條、第一百三十五條、第一百六十八條（第八十一条において準用する場合を含む。）、第八十一条の三、第八十八條、第二百三十七條及び第二百四十八條において準用する場合を含む。）、第一百四十四條第二項（第二百四條（新条例第二百六十六條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百六十條第六項（新条例第二百六十五條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十三条第三項、第一百一條第二項、第一百四十四條第二項及び第二百六十條第六項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第五十七條の二第三項（新条例第六十三條において準用する場合を含む。）、第八十八條第三項（

新条例第十五条、第三十五条、第四十六条、第六十八条、第八十一条の三、第八十八条及び第二百四十八条において準用する場合を含む。）、第七十九条第四項、第二百四十四条第四項及び第二百三十三条第四項（新条例第二百四十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第五十七条の二第三項、第八十条第三項、第七十九条第四項、第二百四十四条第四項及び第二百三十三条第四項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 施行日以後、当分の間、第七十一条第六項第一号イ(2)の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、第四十八条第一項第三号及び第七十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の現実に存する建物（基本的な設備が完成しているものを言ひ、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の介護保険法に基づき指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第七十一条第六項第一号イ(3)後段の規定の要件を満たしている居室に係る同号イ(3)後段の規定の適用については、なお従前の例による。

新	旧
<p>目次</p> <p>第二章〜第十三章略</p> <p>第十四章 雑則(第二百六十七条)</p> <p>附則</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 1. 2略</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第五十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十五条の重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2〜6略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十五条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第二章〜第十三章略</p> <p>附則</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 1. 2略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第五十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十五条の重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において当該同意は、できる限り書面により得るものとする。</p> <p>2〜6略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十五条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>一〜七略</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十五条の二 1. 2略</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第五十五条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の最提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なう必要がある。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>一〜七略</p> <p>八 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十五条の二 1. 2略</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p>

第五十五条の三 1.2略

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第五十五条の四 1略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)

第五十五条の九 1略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第五十五条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図る

第五十五条の三 1.2略

(揭示)

第五十五条の四 略

(地域との連携)

第五十五条の九 略

こと

一 虐待の防止のための指針を整備すること。
三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第六十三条 第二節、第四節(第五十一条の九、第五十二条第二項、第五十五条の八第五項及び第六項並びに第五十七条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条の二第二項及び第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第六十三条において準用する第五十五条」と、第五十一条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 六略

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 略

(勤務体制の確保等)

第七十三条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供することができるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

(準用)

第六十三条 第二節、第四節(第五十一条の九、第五十二条第二項、第五十五条の八第五項及び第六項並びに第五十七条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条の二第二項及び第五十五条の四「第五十五条」とあるのは「第六十三条において準用する第五十五条」と、第五十一条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 六略

七 略

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所(とくに当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等)によつて指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(運用)

第七十五条 第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条及び第五十五条の二の二から第五十五条の十一までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第五十一条の二第二項及び第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第七十三条」と、第五十一条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第八十三条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所(とくに、次に掲げる運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 五略

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 略

(運用)

(運用)

第七十五条 第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条及び第五十五条の二から第五十五条の十一までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第五十一条の二第一項及び第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第七十三条」と、第五十一条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第八十三条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所(とくに、次に掲げる運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 五略

六 略

(運用)

第八十五条 第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二の二から第五十五条の五まで、第五十五条の七から第五十五条の十一まで、第六十九条及び第七十三条の二の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第五十一条の二第二項及び第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第八十三条」と、第五十一条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十七条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)をいう。以下同じ。)を通じる等適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

第八十五条 第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二から第五十五条の五まで、第五十五条の七から第五十五条の十一まで及び第六十九条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第五十一条の二第二項及び第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第八十三条」と、第五十一条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十七条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

二〇四略

2 略

(運営規程)

第九十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇五略

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 略

(運用)

第九十四条 第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四條、第五十五条の二から第五十五条の五まで、第五十五条の七から第五十五条の十一まで、第六十九条及び第七十三条の二の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第五十一条の二第二項及び第五十五条の四第二項中「第五十五条」とあるのは「第九十二条」と、第五十一条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第五十一条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

第九十六条 一 略

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一〇三略

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要であると認める場合又は介

二〇四略

2 略

(運営規程)

第九十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇五略

六 略

(運用)

第九十四条 第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四條、第五十五条の二から第五十五条の五まで、第五十五条の七から第五十五条の十一まで及び第六十九条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第五十一条の二第二項及び第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第九十二条」と、第五十一条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第五十一条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

第九十六条 一 略

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一〇三略

四 略

介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うこと。

五 前号の介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行われなければならないこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行われなければならないこと。

七 略

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧にいうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

4 略

(運営規程)

第二百一十二条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

四 略

3 略

(運営規程)

第二百一十二条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇八略

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 略

(勤務体制の確保等)

第二百二十一条の二 一・二略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第二百二十一条の四 一・二略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を推進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 略

(衛生管理等)

第二百二十二条 一略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(運用)

第二百二十四条 第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十五条の二の二、第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで及び第六十九条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について運用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第五十一条の二第二項及び第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第二百二十一条」と、第五十一条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第三十条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者)当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第五十二条第一項の指定短期入所生活介護

一〇八略

九 略

(勤務体制の確保等)

第二百二十一条の二 一・二略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(非常災害対策)

第二百二十一条の四 一・二略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を推進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

4 略

(衛生管理等)

第二百二十二条 一略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じよう努めなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(運用)

第二百二十四条 第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで及び第六十九条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について運用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第五十一条の二第二項及び第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第二百二十一条」と、第五十一条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第三十条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者)当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第五十二条第一項の指定短期入所生活介護

事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第百二十条の指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百四十条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 一以上
 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上
 四 栄養士 一以上
 五 機能訓練指導員 一以上
 六 略

2 4 略

5 第一項第二号の生活相談員にあつては一人以上を、同項第三号の介護職員又は看護職員にあつては一人以上を常勤としなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じた必要と認めるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接

事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第百二十条の指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百四十条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 一以上
 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上
 四 栄養士 一以上
 五 機能訓練指導員 一以上
 六 略

2 4 略

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

な連携により看護職員を確保するものとする。

7 略

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第百四十八条第一項から第七項までに規定する人員の基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 (内容及び手続の説明及び同意)

第百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十九条の重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略
 (運営規程)

第百三十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 八 略

九 虐待の防止のための措置に関する事項
 十 略
 (衛生管理等)

第百四十条の二 一 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テ

な連携により看護職員を確保するものとする。

7 略

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第百四十八条第一項から第八項までに規定する人員の基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 (内容及び手続の説明及び同意)

第百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十九条の重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 略
 (運営規程)

第百三十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 八 略

九 略
 (衛生管理等)

第百四十条の二 一 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(運用)

第百四十三条 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二の二、第五十五条の四から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第二項を除く。)、第百二十一条の二及び第百二十一条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条の二の第二項、第五十五条の四第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第百三十九条」と、第百二十一条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第百五十四条 1と5略

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事

(運用)

第百四十三条 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第百二十一条の二及び第百二十一条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第百三十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第百五十四条 1と5略

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 略

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事

業者(指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項のユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準第百四十条の二のユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第百五十九条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね十人以上とし、十五

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とする。

(4) 略

二 略

7・8 略

(運営規程)

第百五十七条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一と九略

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 略

(勤務体制の確保等)

第百五十八条 1と3略

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない

業者(指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項のユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準第百四十条の二のユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第百五十九条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね十人以上としなければならない

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とする。

また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 略

二 略

7・8 略

(運営規程)

第百五十七条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一と九略

十 略

(勤務体制の確保等)

第百五十八条 1と3略

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない

ない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は威嚇的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(運用)
第百六十五条の三 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二の二、第五十五条の四から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第二項を除く。）、第二百一十二条の二、第二百一十二条の四、第二百一十九条及び第三百一十一条並びに第四節（第百四十三条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十五条の四第二項中「第五十五条」とあるのは「第百三十九条」と、同項並びに第五十五条の十の二第二号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百一十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百一十四条第二項、第二百一十八条並びに第百四十条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百四十二条第二項第二号中「次条において準用する第五十一

条の十三第二項」とあるのは「第五十一条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十二条の三」とあるのは「第五十二条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十五条の八第二項」とあるのは「第五十五条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十五条の十第二項」とあるのは「第五十五条の十第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第百六十七条 基礎該当介護予防短期入所生活介護事業者が基礎該当介護予防短期入所生活介護事業所に置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基礎該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 生活相談員 一以上
- 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基礎該当介護予防短期入所生活介護事業者が基礎該当介護予防短期入所生活介護の事業と基礎該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百四十条の二十六の基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎該当介護予防短期入所生活介護又は基礎該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百六十九条において同じ。）の数が三又はその端数を増すことに一以上
- 三 栄養士 一以上
- 四 機能訓練指導員 一以上
- 五 略

2 5 略
(運用)

第百七十二条 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五

ない。

5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(運用)
第百六十五条の三 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第二百一十二条の二、第二百一十二条の四、第二百一十九条及び第三百一十一条並びに第四節（第百四十三条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第百三十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第二百一十二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百一十四条第一項及び第二百一十八条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百一十二条第三項第二号中「次条において準用する第五十一条の十三第二項」とあるのは「第五十一条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十二条の三」とあるのは「第五十二条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十五条の八第二項」とあるのは「第五十五条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用す

る第五十五条の十第二項」とあるのは「第五十五条の十第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第百六十七条 基礎該当介護予防短期入所生活介護事業者が基礎該当介護予防短期入所生活介護事業所に置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基礎該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 生活相談員 一人以上
- 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基礎該当介護予防短期入所生活介護事業者が基礎該当介護予防短期入所生活介護の事業と基礎該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百四十条の二十六の基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎該当介護予防短期入所生活介護又は基礎該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百六十九条において同じ。）の数が三又はその端数を増すことに一人以上
- 三 栄養士 一人以上
- 四 機能訓練指導員 一人以上
- 五 略

2 5 略
(運用)

第百七十二条 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五

条の二の二、第五十五条の四から第五十五条の十一まで（第五十五条の八第五項及び第六項並びに第五十五条の九第二項を除く。）、第二百二十一条の二、第二百二十一条の四及び第二百二十九条並びに第四節（第三百三十六条第二項及び第四百四十三条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十五条の四第二項中「第五十五条」とあるのは「第七十二条において準用する第三百二十九条」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十二条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第四百四十二条第二項第三号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第四百四十五条第二項中「第二百二十九条」とあるのは「第七十二条において準用する第二百二十九条」と、「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第四百四十九条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第七十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 六略
 - 七 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 八 略
- （運用）

条の四から第五十五条の七まで、第五十五条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十五条の九から第五十五条の十一まで、第二百二十一条の二、第二百二十一条の四及び第二百二十九条並びに第四節（第三百三十六条第一項及び第四百四十三条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条の十三第二項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第七十二条において準用する第二百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十二条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第四百四十二条第二項第三号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第四百四十五条第一項中「第二百二十九条」とあるのは「第七十二条において準用する第二百二十九条」と、「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第四百四十九条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第七十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 六略
 - 七 略
- （運用）

第八十二条 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四條、第五十五条の二の二、第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第二項を除く。）、第二百二十一条の二、第二百二十一条の四、第二百二十二条、第二百三十四條、第二百三十五条第二項及び第四百四十一条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第二号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十五条の四第二項中「第五十五条」とあるのは「第七十九條」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項並びに第二百三十二条第二項第三号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百三十四条第一項中「第二百二十九條」とあるのは「第七十九條」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第九十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 六略
 - 七 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 八 略
- （勤務体制の確保等）

第九十五条 一 三略

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講

第八十二条 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四條、第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで、第二百二十一条の二、第二百二十一条の四、第二百二十二条、第二百三十四條、第二百三十五条第二項及び第四百四十一条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第七十九條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百三十四条第一項中「第二百二十九條」とあるのは「第七十九條」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第九十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 六略
 - 七 略
- （勤務体制の確保等）

第九十五条 一 三略

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

しなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第二百十二条 1・2略

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三略

(運営規程)

第二百十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〜八略

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 略

(勤務体制の確保等)

第二百十四条 1〜3略

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第二百十二条 1・2略

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三略

(運営規程)

第二百十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〜八略

九 略

(勤務体制の確保等)

第二百十四条 1〜3略

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(運用)

第二百十八条 第五十一条の五、第五十一条の六、第五十二条の二から第五十四条まで、第五十五条の二の二、第五十五条の四から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第三項を除く。)、第二百二十二条の四及び第四百四十条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条、第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第二百十三条」と、第四百四十条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百三十二条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〜九略

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 略

(運用)

第二百三十五条 第五十一条の五、第五十一条の六、第五十二条の二から第五十四条まで、第五十五条の二の二、第五十五条の四から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第三項を除く。)、第二百二十二条の四、第四百四十条の二

5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第二百十二条 1・2略

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三略

(運営規程)

第二百十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〜八略

九 略

(勤務体制の確保等)

第二百十四条 1〜3略

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(運用)

第二百十八条 第五十一条の五、第五十一条の六、第五十二条の二から第五十四条まで、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第二百三十一条の四及び第四百四十条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第二百十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百三十二条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〜九略

十 略

(運用)

第二百三十五条 第五十一条の五、第五十一条の六、第五十二条の二から第五十四条まで、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第二百三十一条の四、第四百四十条の二、第二百八条から第二百十二条まで及び第二百十四条から

、第二百八条から第二百二十二条まで及び第二百十四条から第二百十六条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第二百三十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十五条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第四百十条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百十條第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス」と、第二百十四条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百四十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 五略

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 略

(衛生管理等)

第二百四十六条 一 五略

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第二百十六条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第二百三十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十五条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第二百十條第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス」と、第二百十四条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第二百四十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 五略

六 略

(衛生管理等)

第二百四十六条 一 五略

三 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第二百四十七条 一 略

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 略

(準用)

第二百四十九条 第五十一条の二から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二の二、第五十五条の五から第五十五条の十一まで並びに第二百三十一条の二第一項、第二項及び第四項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第五十一条の二第二項中「第五十五条」とあるのは「第二百四十三条」と、同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十一条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目と、第五十一条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十一条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十二条の十三第三項中「提供の日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十二条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百三十一条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百五十四条 第五十一条の二から第五十一条の八まで、第五十一条の十から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二の二、第五十五条の五から第五十五条の十一まで(第五十五条の八第五項及び第六項を除く。)並びに第二百三十一条の二第二項、第二項

(掲示及び目録の備付け)

第二百四十七条 一 略

2 略

(準用)

第二百四十九条 第五十一条の二から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の五から第五十五条の十一まで並びに第二百三十一条の二第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第五十一条の二第一項中「第五十五条」とあるのは「第二百四十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十一条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目と、第五十一条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十一条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十二条の十三第一項中「提供の日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十二条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百三十一条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百五十四条 第五十一条の二から第五十一条の八まで、第五十一条の十から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の五から第五十五条の七まで、第五十五条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十五条の九から第五十五条の十一まで並びに第二百三十一

及び第四項並びに第二節、第二節（第二百三十九条を除く。）、第三節、第四節（第二百四十二条第一項及び第二百四十九条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第五十一条の二第二項中「第五十五条」とあるのは「第二百五十四条において準用する第二百四十三条」と、同項（第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十一条の四中「以下同じ。」）とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十一条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十一条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十一条の十三第二項中「提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百一十一条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四十二条第三項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（運用）

第二百六十二条 第五十一条の二から第五十一条の八まで、第五十一条の十から第五十一条の十二まで、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二の二、第五十五条の三、第五十五条の五から第五十五条の十一まで、第二百一十一条の二第一項、第二項及び第四項、第二百四十二条から第二百四十五条まで並びに第二百四十七条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第五十一条の二第二項中「第五十五条」とあるのは「第二百六十三条において準用する第二百四十三条」と、同項（第五十五条の二の二第一項、第五十五条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」と

あるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十一条の四中「以下同じ。」）とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第五十一条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十一条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百一十一条の二第三項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四十三条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百四十四条第一項及び第二百四十五条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十七条第二項中「第二百四十三条」とあるのは「第二百六十三条において準用する第二百四十三条」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

（電磁的記録等）

第二百六十七条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書画、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第五十一条の五第一項、第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第二百四十三条（第六十条において準用する場合を含む。）、第六十五条の三、第七十二条、第八十二条（第九十七条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。）及び第二百十条第一項（第二百三十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる

条の二第一項及び第二項並びに第二節、第二節（第二百三十九条を除く。）、第三節、第四節（第二百四十二条第一項及び第二百四十九条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第五十一条の二第二項中「第五十五条」とあるのは「第二百五十四条において準用する第二百四十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十一条の四中「以下同じ。」）とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第五十一条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十一条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十一条の十三第二項中「提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百一十一条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百四十二条第三項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（運用）

第二百六十二条 第五十一条の二から第五十一条の八まで、第五十一条の十から第五十一条の十二まで、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の三、第五十五条の五から第五十五条の十一まで、第二百一十一条の二第一項及び第一項、第二百四十三条から第二百四十五条まで並びに第二百四十七条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第五十一条の二第二項中「第五十五条」とあるのは「第二百六十三条において準用する第二百四十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十一条の四中「以下同じ。」）とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第五

十一条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十一条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百一十一条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百四十三条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百四十四条第一項及び第二百四十五条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十七条第二項中「第二百四十三条」とあるのは「第二百六十三条において準用する第二百四十三条」と読み替えるものとする。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当た
る者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以
下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うこ
とが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手
方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の知
識によつて認識することができない方法によることができる。

附 則

第十四条 第二百四回条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床
を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を
令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療
所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、
聴覚老人ホーム（老人福祉法第三十条の六の聴覚老人ホームをいう。）その
他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に
供することをいう。以下同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活
介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）
の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介
護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう
。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の
基準は、次のとおりとする。

一・二略

第十五条 第二百二十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は
病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病
床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指
定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予
防特定施設的生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関
併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十六条 第二百六条及び第二百三十条の規定にかかわらず、療養病床等を有
する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当
該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定介護予

附 則

第十四条 第二百四回条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床
を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を
平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該
診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療
院、聴覚老人ホーム（老人福祉法第三十条の六の聴覚老人ホームをいう。）
その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設
の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者
生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く
。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設
、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設を
いう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員
数の基準は、次のとおりとする。

一・二略

第十五条 第二百二十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は
病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病
床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型
指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護
予防特定施設的生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機
関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十六条 第二百六条及び第二百三十条の規定にかかわらず、療養病床等を有
する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当
該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定介

防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予
防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若
しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予
防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療
機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことがで
きる。

護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護
予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病
院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介
護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該
医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないこと
ができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づき指定介護予防サ
ービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（以下「新条例
」という。）第三条第三項及び第五十五条の十の二（新条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第四百三十三条（新条例
第六十条において準用する場合を含む。）、第六十五條の三、第七十二条、第八十二条（新条例第九十七条において準用する場合を含む。）、
、第二百十八條、第二百三十五條、第二百四十九條、第二百五十四條及び第二百六十三條において準用する場合を含む。）の規定（研修の実施に係るも
のを除く。）の適用については、新条例第三条第三項及び第五十五条の十の二中「**「**講じなければ」とあるのは、「**「**講ずるよう努めなければ」とし、新条
例第五十五条の三及び第七十二条において準用する場合を含む。）、第七十三條、第八十三條、第九十二條、第九十一條、第二百一十一條（新条例第百
六十五條の三及び第七十二條において準用する場合を含む。）、第七十九條、第八十七條、第九十四條、第二百一十三條、第二百三十二條及び第
二百四十三條（新条例第二百五十四條及び第二百六十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第五十五條、第七十三條、
第八十三條、第九十二條、第二百一十一條、第二百二十九條、第二百五十七條、第七十九條、第九十四條、第二百一十三條、第二百三十二條及び第二百四
十三條中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは
「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第五十五條の二第三項（新条例第六十三條において準用する場合を含む。）、第二百一十一條の二
第三項（新条例第四百三十三條、第六十五條の三、第七十二條及び第八十二條において準用する場合を含む。）、第二百五十八條第四項、第九十五
條第四項及び第二百十四條第四項（新条例第二百三十五條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第五十五條の二第三項、第
百二十一條の二第三項、第二百五十八條第四項、第九十五條第四項及び第二百十四條第四項中「**「**講じなければ」とあるのは、「**「**講ずるよう努めなければ
」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第五十五條の二の二（新条例第六十三條、第七十五條、第八十五條、第九十四條、第二百二十四條

、第四百三十三條（新條例第六十條において準用する場合を含む。）、第四百六十五條の三、第四百七十二條、第四百八十二條（新條例第九十七條において準用する場合を含む。）、第二百十八條、第二百三十五條、第二百四十九條、第二百五十四條及び第二百六十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新條例第五十五條の二の二第二項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同條第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同條第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新條例第五十五條の三第三項（新條例第六十三條、第七十五條、第八十五條、第九十四條及び第二百六十三條において準用する場合を含む。）、第二百二十二條第二項（新條例第八十二條（新條例第九十七條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四百四十條の二第二項（新條例第六十條、第六十五條の三、第四百七十二條、第二百十八條及び第二百三十五條において準用する場合を含む。）及び第二百四十六條第六項（新條例第二百五十四條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新條例第五十五條の三第三項、第二百二十二條第二項、第四百四十條の二第二項及び第二百四十六條第六項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 施行日以後、当分の間、新條例第五十四條第六項第一号イ(2)ただし書の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新條例第二百十條第二項第三号及び第五百十八條第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の第五百十四條第六項第一号イ(3)後段の規定の要件を満たしている居室に係る同号イ(3)後段の規定の適用については、なお従前の例による。

令和3年度介護報酬改定における 改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。詳細については、関連の告示等を御確認ください。

目次

1. 感染症や災害への対応力強化	2
2. 地域包括ケアシステムの推進	7
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進	65
4. 介護人材の確保・介護現場の革新	106
5. 制度の安定性・持続可能性の確保	140
6. その他	157
各サービスの基本報酬	163
各サービスの改定事項（再掲）	189

※各改定事項概要欄の上部に、対象サービスを記載(介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記)している。

各サービスの基本報酬

目次:各サービスの基本報酬

訪問介護	165
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	166
夜間対応型訪問介護	167
訪問入浴介護	168
訪問看護	169
訪問リハビリテーション	170
居宅療養管理指導	171
通所介護・地域密着型通所介護	172
療養通所介護	173
認知症対応型通所介護	174
通所リハビリテーション	175
短期入所生活介護	176
短期入所療養介護	177
小規模多機能型居宅介護	179
看護小規模多機能型居宅介護	180
居宅介護支援・介護予防支援	181
特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	182
認知症対応型共同生活介護	183
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	184
介護老人保健施設	185
介護療養型医療施設	186
介護医療院	187
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	188

短期入所生活介護 基本報酬

単位数	※単位数はすべて1日あたり				
単独型	現行	改定後	併設型	現行	改定後
要支援1	466単位	474単位	要支援1	438単位	446単位
要支援2	579単位	589単位	要支援2	545単位	555単位
要介護1	627単位	638単位	要介護1	586単位	596単位
要介護2	695単位	707単位	要介護2	654単位	665単位
要介護3	765単位	778単位	要介護3	724単位	737単位
要介護4	833単位	847単位	要介護4	792単位	806単位
要介護5	900単位	916単位	要介護5	859単位	874単位
単独型・ユニット型	現行	改定後	併設型・ユニット型	現行	改定後
要支援1	545単位	555単位	要支援1	514単位	523単位
要支援2	662単位	674単位	要支援2	638単位	649単位
要介護1	725単位	738単位	要介護1	684単位	696単位
要介護2	792単位	806単位	要介護2	751単位	764単位
要介護3	866単位	881単位	要介護3	824単位	838単位
要介護4	933単位	949単位	要介護4	892単位	908単位
要介護5	1,000単位	1,017単位	要介護5	959単位	976単位

176

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1日あたり	
	< 現行 >	< 改定後 >
○介護福祉施設サービス費（従来型個室）		
要介護1	559単位	573単位
要介護2	627単位	641単位
要介護3	697単位	712単位
要介護4	765単位	780単位
要介護5	832単位	847単位
○ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）		
要介護1	638単位	652単位
要介護2	705単位	720単位
要介護3	778単位	793単位
要介護4	846単位	862単位
要介護5	913単位	929単位
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（従来型個室）		
要介護1	567単位	582単位
要介護2	636単位	651単位
要介護3	706単位	722単位
要介護4	776単位	792単位
要介護5	843単位	860単位
○ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（ユニット型個室）		
要介護1	646単位	661単位
要介護2	714単位	730単位
要介護3	787単位	803単位
要介護4	857単位	874単位
要介護5	925単位	942単位

184

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

188

各サービスの改定事項(再掲)

各改定事項について、介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記している。

189

目次:各サービスの改定事項(再掲)

全サービス共通	192
1. 訪問系サービス	
(1) 訪問介護	193
(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	194
(3) 夜間対応型訪問介護	195
(4) 訪問入浴介護	196
(5) 訪問看護	197
(6) 訪問リハビリテーション	198
(7) 居宅療養管理指導	199
2. 通所系サービス	
(1) 通所介護・地域密着型通所介護	200
(2) 療養通所介護	201
(3) 認知症対応型通所介護	202
(4) 通所リハビリテーション	203
3. 短期入所系サービス	
(1) 短期入所生活介護	204
(2) 短期入所療養介護	205
4. 多機能系サービス	
(1) 小規模多機能型居宅介護	206
(2) 看護小規模多機能型居宅介護	207

190

目次:各サービスの改定事項(再掲)

5. 福祉用具貸与	208
6. 居宅介護支援	209
7. 居住系サービス	
(1) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	210
(2) 認知症対応型共同生活介護	211
8. 施設系サービス	
(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	212
(2) 介護老人保健施設	214
(3) 介護療養型医療施設	216
(4) 介護医療院	218

改定事項

- ① 1(1)①感染症対策の強化★
- ② 1(1)②業務継続に向けた取組の強化★
- ③ 3(2)①CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④ 4(1)⑥人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ 4(1)⑦ハラスメント対策の強化★
- ⑥ 4(2)④会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦ 4(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧ 4(3)②員数の記載や変更届出の明確化★
- ⑨ 4(3)③記録の保存等に係る見直し★
- ⑩ 4(3)④運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪ 6②高齢者虐待防止の推進★
- ⑫ 6④地域区分★

192

3.(1) 短期入所生活介護

改定事項

- 短期入所生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑥ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し★
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し★
- ⑩ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑪ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑫ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑬ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑭ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し★
- ⑮ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★
- ⑯ 4(2)⑫看護職員の配置基準の見直し★
- ⑰ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★
- ⑱ 6③基準費用額の見直し★

204

8.(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

改定事項

- 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)②特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ⑧ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- ⑨ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保(※地密のみ)
- ⑩ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑪ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑫ 3(1)⑬特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し
- ⑬ 3(1)⑭施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑭ 3(1)⑮施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑮ 3(1)⑯多職種連携における管理栄養士の関与の強化

212

8.(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

改定事項

- ⑯ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ⑰ 3(3)①寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- ⑱ 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ⑲ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ⑳ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ㉑ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ㉒ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ㉓ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し
- ㉔ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ㉕ 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ㉖ 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ㉗ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ㉘ 6①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ㉙ 6③基準費用額の見直し

213

1. 感染症や災害への対応力強化

改定事項

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組の強化
- ③ 災害への地域と連携した対応の強化
- ④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2

1. ① 感染症対策の強化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 R3.1.13諮問・答申済
- ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

3

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要	【全サービス★】
<p>○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】</p>	

R3.1.13 諮問・答申済

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✦ ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
✦ 主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い） ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

✦ ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
✦ 主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等

4

1. ③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要	【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】
<p>○ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】</p>	

R3.1.13 諮問・答申済

2. 地域包括ケアシステムの推進

改定事項

- (1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- (2) 看取りへの対応の充実
- (3) 医療と介護の連携の推進
- (4) 在宅サービスの機能と連携の強化
- (5) 介護保険施設や高齢者住まいにおける対応の強化
- (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- (7) 地域の特性に応じたサービスの確保

7

2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

概要	<p>【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★ イ：ア及び、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】</p> <p>○ 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】</p> <p>イ 認知症専門ケア加算（通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護においては認知症加算）の算定の要件の一つである、認知症ケアに関する専門研修（※1）を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※2）を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】</p> <p>なお、上記の専門研修については、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。</p> <p>※1 認知症ケアに関する専門研修 認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修 認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修 認知症加算：認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修</p> <p>※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」</p>
単位数	<p>アについては、以下のとおり。 イについては、単位数の変更はなし。</p> <p style="text-align: center;"><改定後></p> <p style="text-align: center;">認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日（新設）※ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日（新設）※</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位/月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位/月</p>
算定要件等	<p>アについては、以下のとおり。 イについては、概要欄のとおり。</p> <p><認知症専門ケア加算（Ⅰ）>（※既往要件と同）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上 ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施 ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 <p><認知症専門ケア加算（Ⅱ）>（※既往要件と同）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

9

2.(1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導を除く)を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。【通知改正】
具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発0331007）別添1について以下の改正を行う。

【現行】

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名： 事業所番号： (枝番)

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

(20XX年XX月XX日現在)

計画年度	年度	記入年月日
記入者名		所属・職名

3. 事業所において介護サービスに従事する従業員に関する事項				
従業員への教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況				
事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況				
(その内容)				
実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組				
アセッサー(評価者)の人数	人			
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
	人	人	人	人
外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況				[] 0.なし・1.あり

【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる

10

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

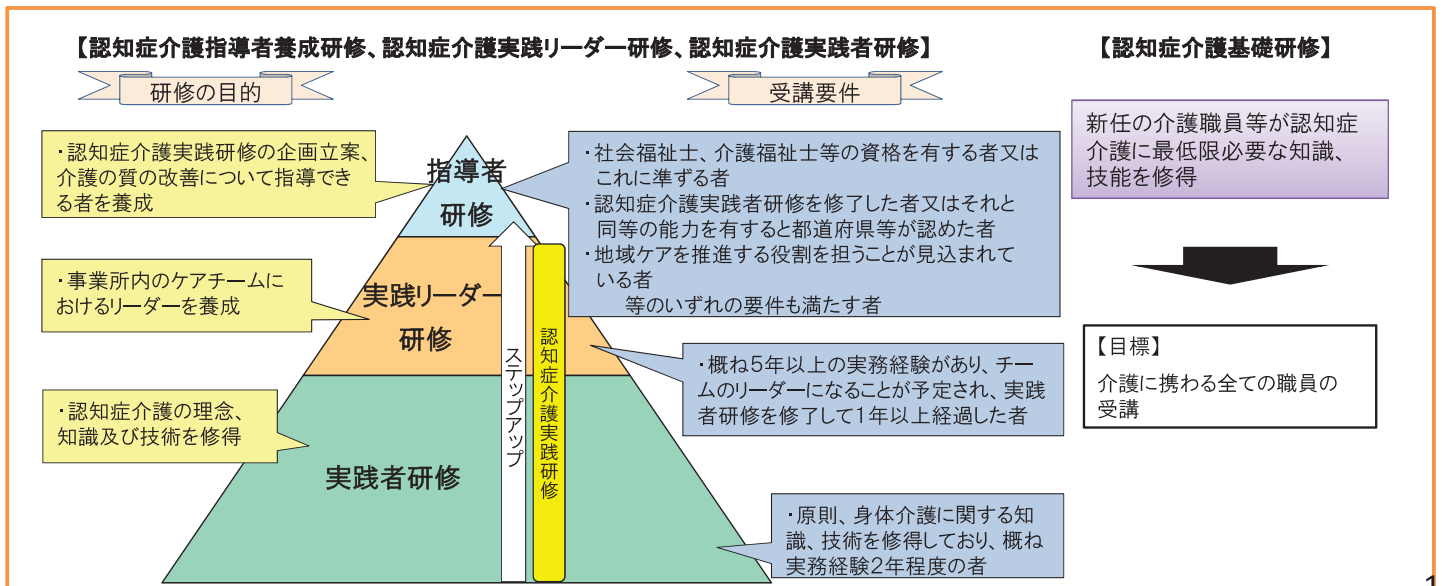
概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】
その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13 諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



12

2. (2) 看取りへの対応の充実

改定事項

- ① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実
- ② 特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実
- ③ 介護老人保健施設における看取りへの対応の充実
- ④ 介護医療院等における看取りへの対応の充実
- ⑤ 介護付きホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑥ 認知症グループホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑦ 訪問介護における看取り期の対応の評価
- ⑧ 通所困難な利用者の入浴機会の確保

13

2. (2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】


- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
- 施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
 - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する。
 - ・ 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

14

2.(2)② 特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】	
	<p>○ 特別養護老人ホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算の算定要件の見直しを行うとともに【告示改正、通知改正】、現行の死亡日以前30日前からの算定に加え、それ以前の一定期間の対応についても新たに評価する区分を設ける【告示改正】。</p> <p>○ あわせて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求めることとする。【通知改正】</p>	
単位数	<p><現行></p> <p>看取り介護加算(Ⅰ)</p> <p>死亡日30日前～4日前 144単位/日</p> <p>死亡日前々日、前日 680単位/日</p> <p>死亡日 1,280単位/日</p> <p>看取り介護加算(Ⅱ)</p> <p>死亡日30日前～4日前 144単位/日</p> <p>死亡日前々日、前日 780単位/日</p> <p>死亡日 1,580単位/日</p>	<p><改定後></p> <p>看取り介護加算(Ⅰ)</p> <p>⇒ 死亡日45日前～31日前 72単位/日 (新設)</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>看取り介護加算(Ⅱ)</p> <p>⇒ 死亡日45日前～31日前 72単位/日 (新設)</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> 
算定要件等	<p>○ 看取り介護加算の要件として、以下の内容等を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。(通知) ・看取りに関する協議の場の参加者として、生活相談員を明記する。(告示) <p>○ 施設サービス計画の作成に係る規定として、以下の内容等を通知に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。 	

2.(3)医療と介護の連携の推進

改定事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進 ② 医師・歯科医師から介護支援専門員への情報提供の充実 ③ 外部の管理栄養士による居宅療養管理指導の評価 ④ 歯科衛生士等による居宅療養管理指導の充実 ⑤ 短期入所療養介護における医学的管理の評価の充実 ⑥ 認知症グループホームにおける医療ニーズへの対応強化 ⑦ 退所前連携加算の見直し ⑧ 所定疾患施設療養費の見直し ⑨ かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し ⑩ 有床診療所から介護医療院への移行促進 ⑪ 長期療養・生活施設の機能の強化 ⑫ 介護医療院の薬剤管理指導の見直し ⑬ 介護療養型医療施設の円滑な移行
------	--

2. (4)在宅サービスの機能と連携の強化

改定事項

- ① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- ② 訪問入浴介護の報酬の見直し
- ③ 退院当日の訪問看護
- ④ 看護体制強化加算の見直し
- ⑤ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ⑥ 通所介護における地域等との連携の強化
- ⑦ 退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進

36

2. (4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

概要

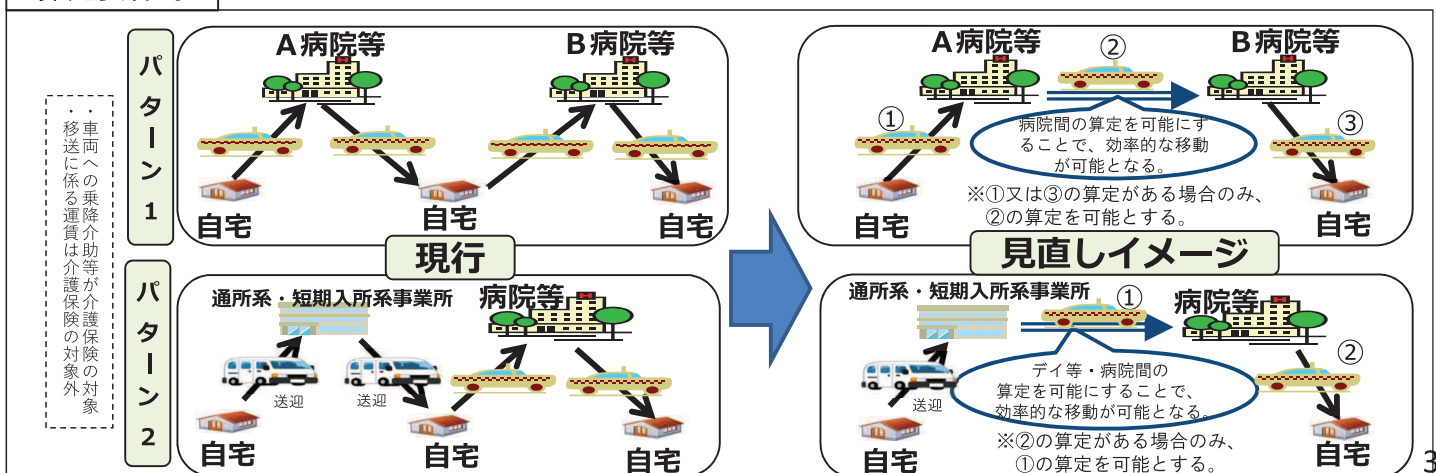
【訪問介護、通所系サービス★、短期入所系サービス★】

- 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。【通知改正】
- この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所は送迎を行わないことから、通所系サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算を適用し、短期入所系サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できないこととする。

単位数

通院等乗降介助 99単位/片道 ※今回改定後の単位数

算定要件等



37

2.(4)⑦ 退院・退所時のカンファレンスにおける 福祉用具専門相談員等の参画促進

概要	【居宅介護支援、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】
○ 退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化する。【通知改正】	

単位数	○ 変更なし。				
	※ 指定居宅介護支援における退院・退所加算				
	(I)イ 450単位	(I)ロ 600単位	(II)イ 600単位	(II)ロ 750単位	(III) 900単位
関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数	1回 (カンファレンス以外の方法により実施)	1回 (カンファレンスにより実施)	2回以上 (カンファレンス以外の方法により実施)	2回 (うち1回以上はカンファレンスを実施)	2回以上 (うち1回以上はカンファレンスを実施)

算定要件等	○ 居宅介護支援における退院・退所加算のカンファレンスの要件について、以下の内容を通知に記載する。 ・ 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。
--------------	--

45

2.(5)介護保険施設や高齢者住まいにおける対応の強化

改定事項	① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
-------------	-------------------------

46

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。【省令改正】 **R3.1.13諮問・答申済**

基準

- 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。
- | | | |
|--|---|--|
| <p><現行>
おおむね10人以下としなければならない。</p> | ⇒ | <p><改定後>
・原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p> |
|--|---|--|

47

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- ユニット型個室の多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】 **一部R3.1.13諮問・答申済**

基準等

- 個室ユニット型施設における居室の基準（省令）について、以下のとおり見直しを行う。
- | | | |
|--|---|---------------------------|
| <p><現行>
ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> | ⇒ | <p><改定後>
廃止</p> |
|--|---|---------------------------|
- 算定告示の見直し（ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費の例）
- | | | |
|----------------------------|---|----------------------------|
| ○ ユニット型介護福祉施設サービス費 | | ○ ユニット型介護福祉施設サービス費 |
| ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） | ⇒ | ・ユニット型介護福祉施設サービス費 |
| ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） | ⇒ | ・経過的ユニット型介護福祉施設サービス費 |
| ○ ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費 | ⇒ | 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 |
| ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） | ⇒ | ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） |
| ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） | ⇒ | ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） |

48

2. (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

改定事項

- ① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)
- ② 逡減制の見直し
- ③ 医療機関との情報連携の強化
- ④ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
- ⑤ 介護予防支援の充実

49

2. (7) 地域の特性に応じたサービスの確保

改定事項

- ① 離島や中山間地域等におけるサービスの充実
- ② 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保
- ③ 過疎地域等におけるサービス提供の確保
- ④ 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保
- ⑤ 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保

57

2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス費による 地域の実情に応じたサービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援】

概要

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。

【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

64

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

改定事項

- (1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- (2) 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- (3) 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

65

3. (1)リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

改定事項

- ① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ② リハビリテーションマネジメント加算の見直し
- ③ リハビリテーションマネジメント等の見直し
- ④ 退院・退所直後のリハビリテーションの充実
- ⑤ 社会参加支援加算の見直し
- ⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し
- ⑦ リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し
- ⑧ 生活機能向上連携加算の見直し
- ⑨ 通所介護における個別機能訓練加算の見直し
- ⑩ 通所介護等の入浴介助加算の見直し
- ⑪ 通所リハビリテーションの入浴介助加算の見直し
- ⑫ 介護付きホームにおける個別機能訓練加算の見直し
- ⑬ 特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し
- ⑭ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑮ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑯ 多職種連携における管理栄養士の関与の強化
- ⑰ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ⑱ 通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑲ 認知症グループホームにおける栄養改善の推進

66

3. (1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

67

3.(1)⑦ リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し

概要	【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★】
○ 業務効率化の観点から、リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の項目の共通化を行うとともに、リハビリテーション計画書の固有の項目について、整理簡素化を図る。	
算定要件等	○ リハビリテーション計画書及び個別機能訓練計画書の様式を見直す。
<p><見直しのイメージ></p>	

78

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

概要	【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】
○ 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。	
ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】	
イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（Ⅱ）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によるカンファレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】	
※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を公表するなどの取組を進める。	

79

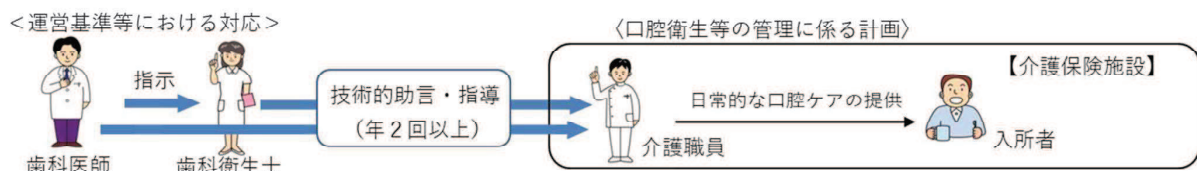
3.(1)⑬ 特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】
○ (地域密着型) 介護老人福祉施設における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】	
単位数	<p>< 現行 ></p> <p>個別機能訓練加算 12単位/日</p> <p>⇒</p> <p>< 改定後 ></p> <p>個別機能訓練加算 (Ⅰ) 12単位/日</p> <p>個別機能訓練加算 (Ⅱ) 20単位/月 (新設)</p> <p>※ (Ⅰ) と (Ⅱ) は併算可。</p>
算定要件等	<p>< 個別機能訓練加算 (Ⅱ) ></p> <p>○ 個別機能訓練加算 (Ⅰ) を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。</p>

85

3.(1)⑭ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】
<p>○ 施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。【省令改正、告示改正】</p> <p>○ 口腔衛生管理加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】</p>	
単位数	<p>< 現行 ></p> <p>口腔衛生管理体制加算 30単位/月 ⇒ 廃止</p> <p>口腔衛生管理加算 90単位/月 ⇒</p> <p>< 改定後 ></p> <p>口腔衛生管理加算 (Ⅰ) 90単位/月 (現行の口腔衛生管理加算と同じ)</p> <p>口腔衛生管理加算 (Ⅱ) 110単位/月 (新設)</p>
基準・算定要件	<p>< 運営基準 (省令) > (※3年の経過措置期間を設ける)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。 ※ 「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。 <p>< 口腔衛生管理加算 (Ⅱ) ></p> <ul style="list-style-type: none"> 加算 (Ⅰ) の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。



86

3.(1)⑮ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】
○ 介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。【省令改正、告示改正】	
単位数	
< 現行 > 栄養マネジメント加算 14単位/日 なし 低栄養リスク改善加算 300単位/月 経口維持加算 400単位/月	< 改定後 > 廃止 栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算 (新設) (3年の経過措置期間を設ける) 栄養マネジメント強化加算 11単位/日 (新設) 廃止 変更なし
基準・算定要件等	
< 運営基準 (省令) > ○ (現行) 栄養士を1以上配置 → (改定後) 栄養士又は管理栄養士を1以上配置。 ○ 栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。(3年の経過措置期間を設ける) < 栄養マネジメント強化加算 > ○ 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること ○ 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること ○ 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること ○ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 < 経口維持加算 > ○ 原則6月とする算定期間の要件を廃止する	

87

3.(1)⑯ 多職種連携における管理栄養士の関与の強化

概要	【短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】
○ 介護保険施設において多職種連携で行う取組について、管理栄養士の役割や関与を強化する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正、通知改正】	
・ 看取り期における栄養ケアの充実を図る観点から、介護保険施設における看取りへの対応に係る加算(看取り介護加算、ターミナルケア加算)又は基本報酬の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。 ・ 褥瘡の発生や改善は栄養と大きく関わることを踏まえ、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。	

88

3. (2) 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

改定事項

- ① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ② リハビリテーションマネジメント加算の見直し（※(1)②再掲）
- ③ リハビリテーションマネジメント等の見直し（※(1)③再掲）
- ④ ADL維持等加算の見直し
- ⑤ 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の評価の充実

92

3. (2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進①

概要

【全サービス★】

- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスについて、CHASEの収集項目の各領域（総論（ADL）、栄養、口腔・嚥下、認知症）について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。
その際、詳細な既往歴や服薬情報、家族の情報等より精度の高いフィードバックを受けることができる項目を提出・活用した場合には、更なる評価を行う区分を設定する。【告示改正】
※ 提出・活用するデータについては、サービスごとの特性や事業所の入力負担等を勘案した項目を設定。
 - イ CHASEの収集項目に関連する加算等において、利用者ごとの計画書の作成とそれに基づくPDCAサイクルの取組に加えて、データ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推進する。【告示改正】
※ 認知症対応型通所介護について記載。このほか、通所介護や特別養護老人ホーム等の個別機能訓練加算における新たな区分の創設や、リハビリ、栄養関係の加算における要件化を実施。
 - ウ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定。

科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ）

93

3. (2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進②

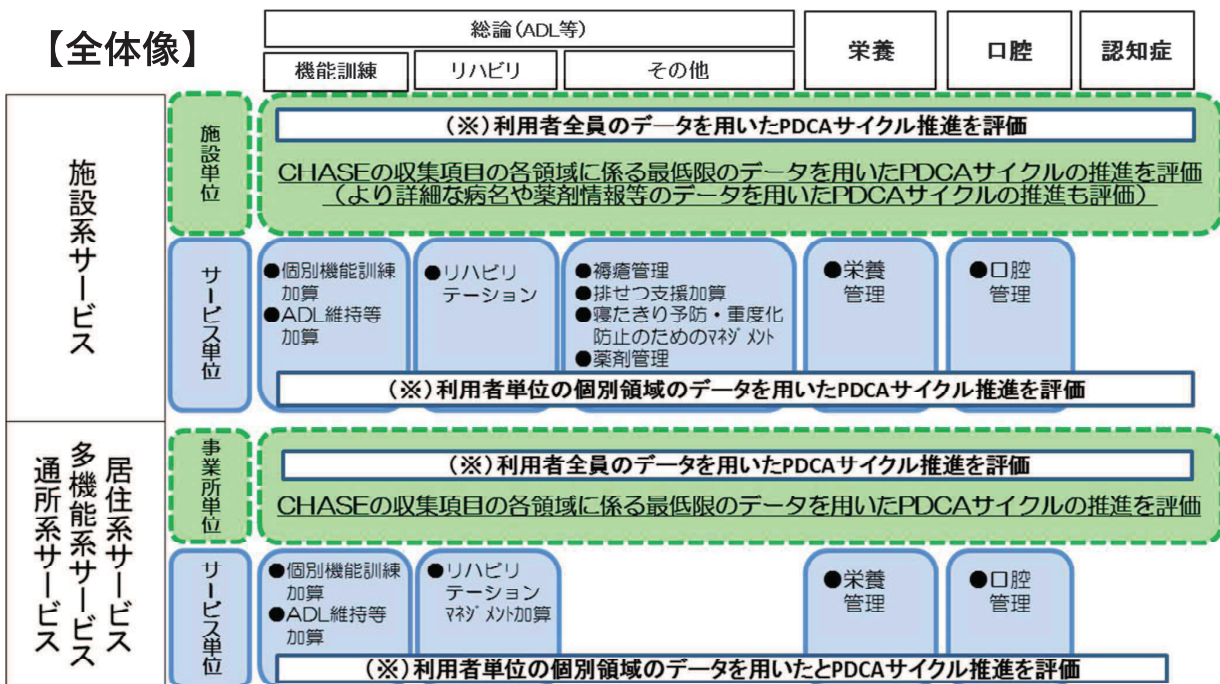
単位数 (ア・イ)	
ア < 現行 > ・施設系サービス なし	< 改定後 > 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位/月 (新設) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 60単位/月 (新設) (※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は50単位/月)
・通所系・居住系・多機能系サービス なし	科学的介護推進体制加算 40単位 (新設)
イ < 現行 > ・認知症対応型通所介護 個別機能訓練加算 27単位/日	< 改定後 > 個別機能訓練加算(Ⅰ) 27単位/日 (現行と同じ) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月 (新設) ※(Ⅰ)・(Ⅱ)は併算定可。

算定要件等 (ア・イ)	
ア < 科学的介護推進体制加算 > ○ 加算の対象は以下とする。	
施設系サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院
通所系・居住系・多機能系サービス	通所介護、通所リハビリテーション(※)、認知症対応型通所介護(※)、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護 ※予防サービスを含む
○ 以下のいずれの要件も満たすことを求める。 ・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護推進体制加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報)を、厚生労働省に提出していること。 ※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設については服薬情報の提出を求めない。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	
イ < 個別機能訓練加算(Ⅱ)(認知症対応型通所介護) > ○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	

94

3. (2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進③

基準 (ウ)	
< 運営基準 (省令) > ○ サービス毎に、以下を規定。(訪問介護の例) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施しなければならない。	



(※ 加算等による評価の有無に関わらず、すべてのサービスにおいてCHASEによるデータの利活用を進める。)

95

3.(2)④ ADL維持等加算の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。
【告示改正】
- ・ 通所介護に加えて、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を対象とする。
- ・ クリームスキミングを防止する観点や、現状の取得状況や課題を踏まえ、算定要件について、以下の見直しを行う。
 - 5時間以上が5時間未満の算定回数を上回る利用者の総数を20名以上とする条件について、利用時間の要件を廃止するとともに、利用者の総数の要件を10名以上に緩和する。
 - 評価対象期間の最初の月における要介護度3～5の利用者が15%以上、初回の要介護認定月から起算して12月以内の者が15%以下とする要件を廃止。
 - 初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得たADL利得（調整済ADL利得）の平均が1以上の場合に算定可能とする。
 - CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。
- ※ ADL利得の提出率を9割以上としていた要件について、評価可能な者について原則全員のADL利得を提出を求めつつ、調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者をその平均の計算から除外する。また、リハビリテーションサービスを併用している者については、加算取得事業者がリハビリテーションサービスの提供事業者と連携して機能訓練を実施している場合に限り、調整済ADL利得の計算の対象にする。
- ※ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護において、利用者の調整済ADL利得を算出する場合は、さらに一定の値を付加するものとする。
- ・ より自立支援等に効果的な取組を行い、利用者のADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する新たな区分を設ける。

単位数

< 現行 >

ADL維持等加算(Ⅰ) 3単位/月
ADL維持等加算(Ⅱ) 6単位/月

< 改定後 >

ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位/月 (新設)
ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位/月 (新設)

※ (Ⅰ)・(Ⅱ)は併算定不可。現行算定している事業所等に対する経過措置を設定。

96

3.(2)④ ADL維持等加算の見直し②

算定要件等

< ADL維持等加算(Ⅰ) >

- 以下の要件を満たすこと
- イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
- ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
- ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

< ADL維持等加算(Ⅱ) >

- ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

97

3.(3)寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

改定事項

- ① 寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- ② 褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ③ 排せつ支援加算の見直し

100

3.(3)① 寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設において、入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、医師の関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取組を推進するため、
 - ・ 定期的に全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、
 - ・ 介護支援専門員やその他の介護職員が、日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行う取組を評価する加算を創設する。【告示改正】
- その際、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。【告示改正】

単位数

<現行>
なし

<改定後>
⇒ 自立支援促進加算

300単位/月 (新設)

算定要件等

- 以下の要件を満たすこと。
 - イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
 - ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
 - ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
- 二 イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

101

3. (3)② 褥瘡マネジメント加算等の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護】

- 褥瘡マネジメント加算（介護医療院は褥瘡対策指導管理）について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ 計画の見直しを含めた施設の継続的な取組を評価する観点から、毎月の算定を可能とする（介護医療院を除く）。
 - ・ 現行の褥瘡管理の取組（プロセス）への評価に加え、褥瘡の発生予防や状態改善等（アウトカム）について評価を行う新たな区分を設ける。その際、褥瘡の定義や評価指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。
 - ・ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

単位数

※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

<現行> 褥瘡マネジメント加算 10単位/月 ⇒ <改定後> 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 3単位/月 **（新設）**
 （3月に1回を限度とする） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 13単位/月 **（新設）**

※ 加算（Ⅰ）（Ⅱ）は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

<現行> 褥瘡対策指導管理 6単位/日 ⇒ <改定後> 褥瘡対策指導管理（Ⅰ） 6単位/日（現行と同じ）
 褥瘡対策指導管理（Ⅱ） 10単位/月 **（新設）**

※ （Ⅰ）（Ⅱ）は併算可。

102

3. (3)② 褥瘡マネジメント加算等の見直し②

算定要件等

<褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）>

- 以下の要件を満たすこと。
 - イ 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。
 - ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
 - ハ 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。
 - ニ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

<褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）>

- 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

<褥瘡対策指導管理（Ⅱ）>

- 褥瘡対策指導管理（Ⅰ）に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。

103

3.(3)③ 排せつ支援加算の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護】

- 排せつ支援加算（介護療養型医療施設を除く）について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ 排せつ状態の改善が期待できる入所者等を漏れなく支援していく観点から、全ての入所者等に対して定期的な評価（スクリーニング）の実施を求め、事業所全体の取組として評価する。
 - ・ 継続的な取組を促進する観点から、6か月以降も継続して算定可能とする。
 - ・ 入所者等全員に対する排せつ支援の取組（プロセス）への評価に加え、排せつ状態の改善（アウトカム）について評価を行う新たな区分を設ける。その際、定義や指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。
 - ・ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

単位数

※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

< 現行 > 排せつ支援加算 100単位/月 ⇒ < 改定後 > 排せつ支援加算（Ⅰ）10単位/月（新設）
排せつ支援加算（Ⅱ）15単位/月（新設）
排せつ支援加算（Ⅲ）20単位/月（新設）

※ 排せつ支援加算（Ⅰ）～（Ⅲ）は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

104

3.(3)③ 排せつ支援加算の見直し②

算定要件等

< 排せつ支援加算（Ⅰ） >

- 以下の要件を満たすこと。
 - イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。
 - ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
 - ハ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

< 排せつ支援加算（Ⅱ） >

- 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
 - ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
 - ・ 又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。

< 排せつ支援加算（Ⅲ） >

- 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
 - ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
 - ・ かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

105

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

改定事項

- (1) 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- (2) テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
- (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

106

4.(1)介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

改定事項

- ① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ③ サービス提供体制強化加算の見直し
- ④ 特定事業所加算の見直し
- ⑤ 介護付きホームの入居継続支援加算の見直し
- ⑥ 人員配置基準における両立支援への配慮
- ⑦ ハラスメント対策の強化

107

4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
 - ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

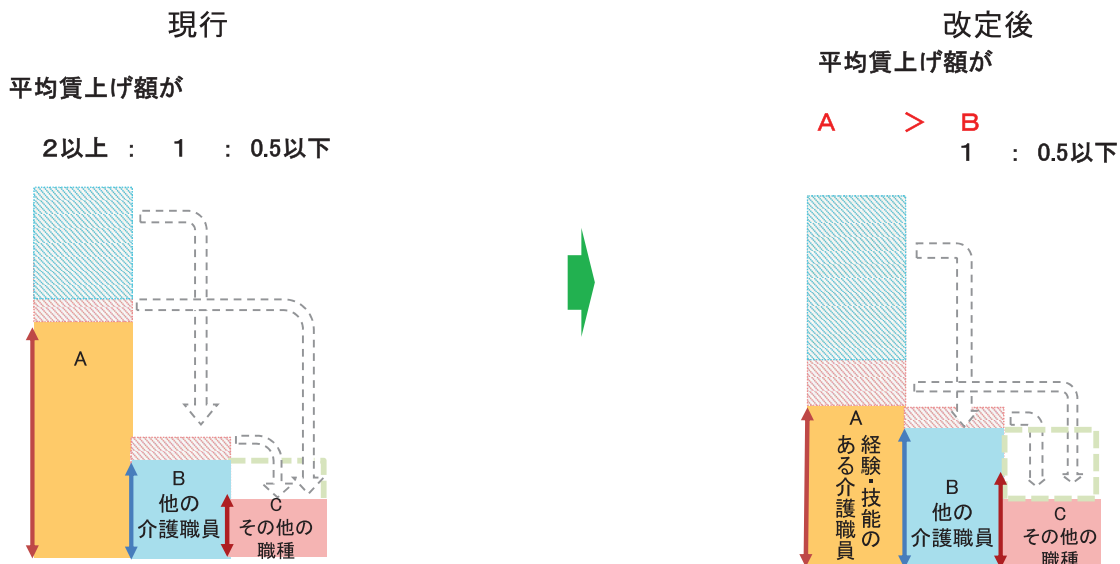
108

4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
 - ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。



109

4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

概要

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

	資格・勤続年数要件			単位数
	加算Ⅰ(新たな最上位区分)	加算Ⅱ(改正前の加算Ⅰイ相当)	加算Ⅲ(改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	(訪問入浴) (夜間訪問) Ⅰ 44単位/回 Ⅰ 22単位/回 Ⅱ 36単位/回 Ⅱ 18単位/回 Ⅲ 12単位/回 Ⅲ 6単位/回
訪問看護 療養通所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	(訪看・訪リハ) (療養通所) (イ)6単位/回 (イ)48単位/月 (ロ)3単位/回 (ロ)24単位/月
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が1人以上 (ロ) 勤続3年以上の者が1人以上	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	Ⅰ 750単位/月 Ⅱ 640単位/月 Ⅲ 350単位/月
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	Ⅰ 750単位/月 Ⅱ 640単位/月 Ⅲ 350単位/月
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上	
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	(予防通リハ以外) Ⅰ 22単位/回(日) Ⅱ 18単位/回(日) Ⅲ 6単位/回(日)
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※、介護医療院※ 介護療養型医療施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	(予防通リハ) Ⅰ 176単位/月 Ⅱ 144単位/月 Ⅲ 48単位/月

(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを設定することができる。
(注2)介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年(一部3年)以上勤続職員の割合」である。

110

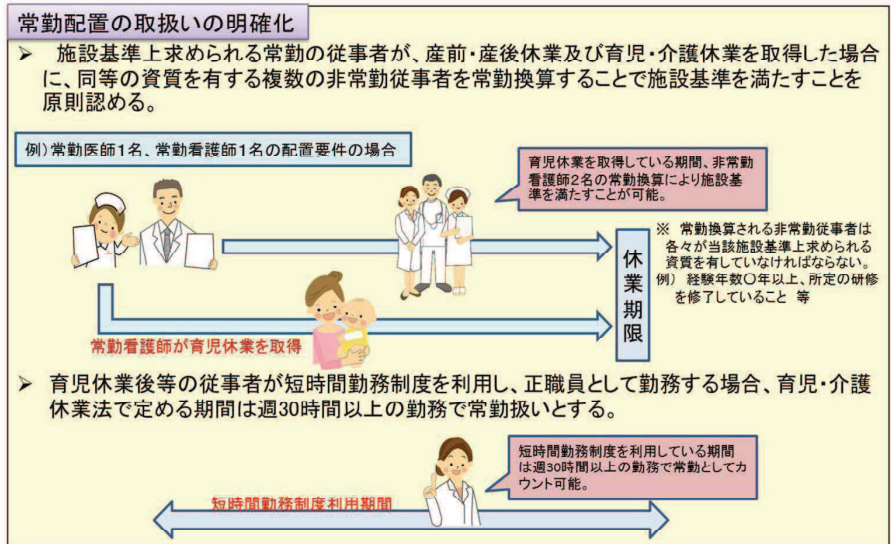
4.(1)⑥ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要

【全サービス★】

- 介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。【通知改正】
- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。
- ・ 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。
この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

(参考) 医療従事者の負担軽減・人材確保について(平成28年度診療報酬改定)



114

4.(1)⑦ ハラスメント対策の強化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。【省令改正】 **R3.1.13諮問・答申済**

基準

- 運営基準（省令）において、以下を規定（※訪問介護の例）
「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

※併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

（参考）ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスメントについては労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。（パワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行（それまでは努力義務））
- ・ 職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関しては、
 - ① セクシュアルハラスメントについては、指針において、男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）において事業主に対して義務付けている雇用管理上の措置義務の対象に含まれることが明確化された（令和2年6月1日より）。
 - ② パワーハラスメントについては、法律による事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針において、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」として防止対策を記載している（令和2年6月1日より）。

※職場におけるセクシュアルハラスメント
＝ 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの。

※職場におけるパワーハラスメント
＝ 職場において行われる i 優越的な関係を背景とした言動であって、ii 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、iii 労働者の就業環境が害されるものであり、i から iii までの要素を全て満たすもの。

115

4.(2)テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

改定事項

- ① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算等の見直し
- ② 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ④ 会議や多職種連携におけるICTの活用
- ⑤ 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価
- ⑥ 療養通所介護の利用者の状態確認におけるICTの活用
- ⑦ 人員配置要件の明確化
- ⑧ オペレーターの配置基準等の緩和
- ⑨ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し
- ⑩ 管理者交代時の研修の修了猶予措置
- ⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ⑫ 看護職員の配置基準の見直し
- ⑬ 管理者の配置基準の緩和
- ⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用
- ⑮ 計画作成担当者の配置基準の緩和

116

4.(2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】				
○ 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の更なる評価を行う。【告示改正】					
単位数	○ 変更なし ※ 指定介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算				
(I) イ 2.2単位/日 従来型 (入所定員30人以上50人以下)	(I) ロ 1.3単位/日 従来型 (定員51人以上又は経過的小規模)				
(II) イ 2.7単位/日 ユニット型 (定員30人以上50人以下)	(II) ロ 1.8単位/日 ユニット型 (定員51人以上又は経過的小規模)				
算定要件等	○ 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。 ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。) ② 新たに0.6人配置要件を新設する。				
最低基準に加えて配置する人員	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)</th> <th style="width: 50%;">②新設要件 (0.6人配置要件)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.9人 (現行維持)</td> <td> (ユニット型の場合) 0.6人 (新規) (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合 0.8人 (新規) ② ①を適用しない場合 (利用者数25名以下の場合等) 0.6人 (新規) </td> </tr> </table>	①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)	②新設要件 (0.6人配置要件)	0.9人 (現行維持)	(ユニット型の場合) 0.6人 (新規) (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合 0.8人 (新規) ② ①を適用しない場合 (利用者数25名以下の場合等) 0.6人 (新規)
①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)	②新設要件 (0.6人配置要件)				
0.9人 (現行維持)	(ユニット型の場合) 0.6人 (新規) (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合 0.8人 (新規) ② ①を適用しない場合 (利用者数25名以下の場合等) 0.6人 (新規)				
見守り機器の入所者に占める導入割合	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)</th> <th style="width: 50%;">②新設要件 (0.6人配置要件)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10% (緩和：見直し前15%→見直し後10%)</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </table>	①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)	②新設要件 (0.6人配置要件)	10% (緩和：見直し前15%→見直し後10%)	100%
①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)	②新設要件 (0.6人配置要件)				
10% (緩和：見直し前15%→見直し後10%)	100%				
その他の要件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)</th> <th style="width: 50%;">②新設要件 (0.6人配置要件)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)</td> <td> ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること (※) </td> </tr> </table>	①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)	②新設要件 (0.6人配置要件)	安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること (※)
①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)	②新設要件 (0.6人配置要件)				
安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること (※)				
○ ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"> ※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施 </td> <td style="width: 20%; text-align: right; vertical-align: bottom;">117</td> </tr> </table>		※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施	117		
※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施	117				

4.(2)② 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】																								
○ 介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の従来型における夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】																									
算定要件等	※併設型短期入所生活介護(従来型)も同様の改定																								
○ 介護老人福祉施設(従来型)の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないように配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上(利用者数が61人以上の場合は常時2人以上)配置することとする。																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">現行</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">配置人員数</td> <td>利用者数25以下 1人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数26~60 2人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数61~80 3人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数81~100 4人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数101以上 4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</td> </tr> </table>	現行		配置人員数	利用者数25以下 1人以上		利用者数26~60 2人以上		利用者数61~80 3人以上		利用者数81~100 4人以上		利用者数101以上 4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">見直し案</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">配置人員数</td> <td>利用者数25以下 1人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数26~60 <u>1.6人以上</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数61~80 <u>2.4人以上</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数81~100 <u>3.2人以上</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数101以上 <u>3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上</u></td> </tr> </table>	見直し案		配置人員数	利用者数25以下 1人以上		利用者数26~60 <u>1.6人以上</u>		利用者数61~80 <u>2.4人以上</u>		利用者数81~100 <u>3.2人以上</u>		利用者数101以上 <u>3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上</u>
現行																									
配置人員数	利用者数25以下 1人以上																								
	利用者数26~60 2人以上																								
	利用者数61~80 3人以上																								
	利用者数81~100 4人以上																								
	利用者数101以上 4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上																								
見直し案																									
配置人員数	利用者数25以下 1人以上																								
	利用者数26~60 <u>1.6人以上</u>																								
	利用者数61~80 <u>2.4人以上</u>																								
	利用者数81~100 <u>3.2人以上</u>																								
	利用者数101以上 <u>3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上</u>																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> (要件) ・施設内の全床に見守り機器を導入していること ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること (※) </td> <td style="width: 50%;"> ※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等) ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施 </td> </tr> </table>		(要件) ・施設内の全床に見守り機器を導入していること ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること (※)	※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等) ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施																						
(要件) ・施設内の全床に見守り機器を導入していること ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること (※)	※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等) ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施																								
○ 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。																									

4.(2)③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】
○ 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえ、見守り機器やインカム、スマートフォン、介護記録ソフト等のICT等の複数のテクノロジー機器を活用する場合の新たな評価を行う。【告示改正】	
単位数	
○ 変更なし ※ 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算（従来型） 36単位/日（ユニット型） 46単位/日 ※ 特定施設入居者生活介護における入居継続支援加算（Ⅰ） 36単位/日（Ⅱ） 22単位/日	
算定要件等	
○ 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。（現行6：1を7：1とする。）	
(要件) ・テクノロジーを搭載した以下の機器を複数導入していること（少なくとも①～③を使用） ①入所者全員に見守り機器を使用 ②職員全員がインカムを使用 ③介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 ④移乗支援機器を使用 ・安全体制を確保していること（※）	
※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む） ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施	
○ 見守り機器やICT等導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。	

119

4.(2)④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

概要	【全サービス★】
○ 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正、告示改正、通知改正】	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。 ・利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。 	

120

4.(2)① 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し①

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】
○ 人材確保や職員定着の観点から、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。【省令改正】 R3.1.13諮問・答申済	

基準		
<p>< 現行 > 従来型とユニット型を併設する場合において、介護・看護職員の兼務は認められない。</p>		<p>< 改定後 > 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員の兼務を認める。</p>

(※) 入所者の処遇や職員の負担に配慮する観点から、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を配慮して適切に行われること、労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有給休暇等が適切に確保されていることなどの留意点を明示

< 特養と特養を併設する場合の介護・看護職員の兼務の可否 >

	従来型	ユニット型
従来型	○	× ⇒ ○
ユニット型	× ⇒ ○	○

※ ○は入所者の処遇に支障がない場合にのみ可能。

127

4.(2)① 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し②

概要	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護★】
○ 人材確保や職員定着の観点から、広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。【省令改正】 R3.1.13諮問・答申済	

基準		
<p>< 現行 > 広域型特養・介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護が併設する場合において、介護職員及び管理者の兼務は不可</p>		<p>< 改定後 > 広域型特養と小規模多機能型居宅介護が併設する場合において、介護職員は入所者の処遇に支障がない場合に、管理者は管理上支障がない場合に限り、兼務可能</p>

小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	×
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		



小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	○	○
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		

128

4.(2)⑫ 看護職員の配置基準の見直し

概要	【短期入所生活介護★】
○ (介護予防)短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員の確保が困難な状況がある中で、地域において人材を有効活用しながら医療的ケアを行う体制の充実を図る観点から、見直しを行う。【省令改正、通知改正】	

一部R3.1.13諮問・答申済

基準・算定要件等	<p>○ 看護職員の配置が必須ではない単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所について、看護職員を配置しなかった場合であっても、医療的ケアの必要な利用者への対応の充実を図るため、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること）を求めることとする。</p> <p>○ 看護職員の常勤1名以上の配置が求められている併設型かつ定員20人以上の事業所について、類型・定員により必要とされる医療的ケアに差はないことを踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所と同様の人員配置とする。</p>
-----------------	---

	現行	改定後
単独型・併設型共通	・介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上	
単独型 併設型・定員19名以下	・配置規定なし	・看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること。（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。）
併設型・定員20名以上	・常勤で配置	

131

4.(3)文書負担軽減や手続きの効率化による 介護現場の業務負担軽減の推進

改定事項	<p>① <u>利用者への説明・同意等に係る見直し</u></p> <p>② <u>員数の記載や変更届出の明確化</u></p> <p>③ <u>記録の保存等に係る見直し</u></p> <p>④ <u>運営規程等の掲示に係る見直し</u></p>
-------------	--

135

4.(3)① 利用者への説明・同意等に係る見直し

概要

【全サービス★】

- 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。【省令改正、通知改正】
 - ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
 - イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

136

4.(3)② 員数の記載や変更届出の明確化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。【通知改正】

137

4.(3)③ 記録の保存等に係る見直し

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**
- 記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

138

4.(3)④ 運営規程等の掲示に係る見直し

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】

R3.1.13 諮問・答申済

139

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

改定事項

- (1) 評価の適正化・重点化
- (2) 報酬体系の簡素化

140

5.(1) 評価の適正化・重点化

改定事項

- ① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ② 夜間対応型訪問介護の基本報酬の見直し
- ③ 訪問看護の機能強化
- ④ 長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化
- ⑤ 事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化
- ⑥ 居宅療養管理指導における通院が困難なものの取扱いの明確化
- ⑦ 居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
- ⑧ 介護療養型医療施設の基本報酬の見直し
- ⑨ 介護医療院の移行定着支援加算の廃止
- ⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ⑪ 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- ⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

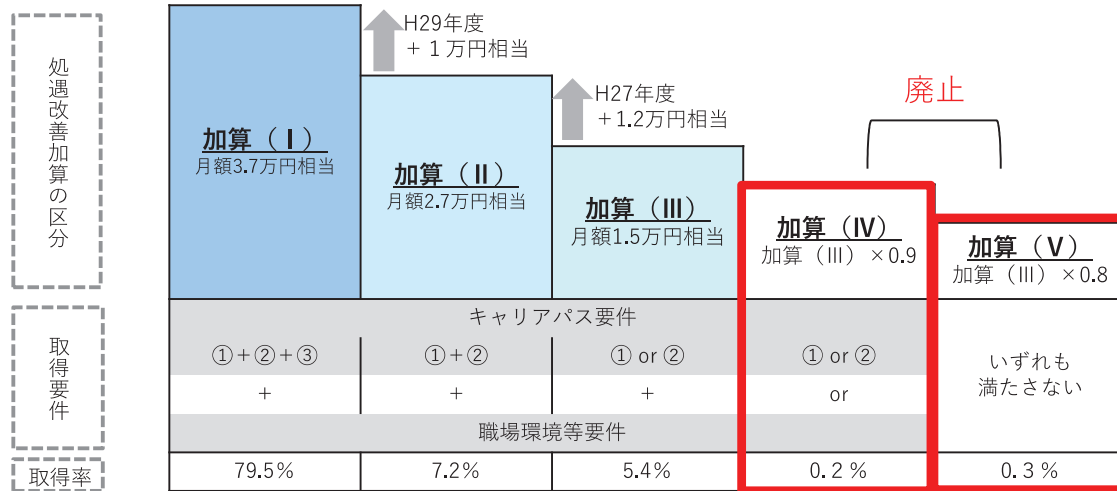
141

5. (1)⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】



<キャリアパス要件>

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

151

5. (2)報酬体系の簡素化

改定事項

- ① 療養通所介護の報酬体系の見直し
- ② 居宅介護支援における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

6. その他

改定事項

- ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ② 高齢者虐待防止の推進
- ③ 基準費用額の見直し
- ④ 地域区分

157

6. ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】		
	○ 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、基準の見直し等を行う。【省令改正、告示改正、通知改正】 一部R3.1.13諮問・答申済		
基準	<p>○ 運営基準（省令）における、事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、以下のとおり追加</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><現行></p> <p>イ 事故発生防止のための指針の整備</p> <p>ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</p> <p>ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; border-left: 1px solid black;"> <p><改定後></p> <p>⇒ イ～ハ 変更なし</p> <p>ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置（6ヶ月の経過措置期間を設ける）</p> </td> </tr> </table>	<p><現行></p> <p>イ 事故発生防止のための指針の整備</p> <p>ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</p> <p>ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</p>	<p><改定後></p> <p>⇒ イ～ハ 変更なし</p> <p>ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置（6ヶ月の経過措置期間を設ける）</p>
<p><現行></p> <p>イ 事故発生防止のための指針の整備</p> <p>ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</p> <p>ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</p>	<p><改定後></p> <p>⇒ イ～ハ 変更なし</p> <p>ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置（6ヶ月の経過措置期間を設ける）</p>		
単位数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><現行></p> <p>なし</p> <p>なし</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; border-left: 1px solid black;"> <p><改定後></p> <p>⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位/日 （新設） ※6ヶ月の経過措置期間を設ける</p> <p>⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） （新設）</p> </td> </tr> </table>	<p><現行></p> <p>なし</p> <p>なし</p>	<p><改定後></p> <p>⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位/日 （新設） ※6ヶ月の経過措置期間を設ける</p> <p>⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） （新設）</p>
<p><現行></p> <p>なし</p> <p>なし</p>	<p><改定後></p> <p>⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位/日 （新設） ※6ヶ月の経過措置期間を設ける</p> <p>⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） （新設）</p>		
算定要件等	<p><安全管理体制未実施減算></p> <p>運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合</p> <p><安全対策体制加算></p> <p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p> <p>※ 将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。 158</p>		

6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- (※3年の経過措置期間を設ける。)

159

6. ③ 基準費用額の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）

< 現行 > < 改定後 > ※令和3年8月施行
 1,392円/日 ⇒ 1,445円/日 (+53円)

《参考：現行の仕組み》※利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

<p>基準額 ⇒ 食費・居住費の提供に必要な額 補足給付 ⇒ 基準費用額から負担限度額を除いた額</p>	基準費用額 負担軽減の対象となる者	利用者負担段階	主な対象者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
		第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	
		第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	
		第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
		第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額（食費のみ）》

	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)

160

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (4.1位 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (4.1位 単位)												要支援2 (5.0位 単位)
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (4.4位 単位)												要支援2 (5.3位 単位)
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (4.4位 単位)												要支援2 (5.3位 単位)
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1 (5.0位 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		(二) 経路別単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 ＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1 (5.0位 単位)												要支援2 (6.1位 単位)
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1 (5.3位 単位)												要支援2 (6.4位 単位)
		(二) 経路別併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 ＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1 (5.3位 単位)												要支援2 (6.4位 単位)
ハ 密着費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
ニ 認知症専門ケア加算			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 8単位を加算)												
			(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
ホ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 28単位を加算)												
			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)												
			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
ヘ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×83/1000)												
			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×60/1000)												
			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×33/1000)												
			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)												
			(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)												
ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×27/1000)												
			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×23/1000)												

注：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※：介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※：令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の1/2に相当する単位数を算定する。

「令和3年9月30日までの上乗せ分」の計算方法について

I-資料10

- ① 令和3年9月30日までは、基本報酬に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を加えた額が基本報酬となる。
 具体的には、1月当たりの基本報酬に0.1%を乗じた額（四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は切り上げ。）が「令和3年9月30日までの上乗せ分」の額となる。
 ただし、基本報酬に加減算を乗じた額をサービスコードとしている場合には、当該サービスコードによる1月あたりの算定単位数に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を乗じることとなる。
 そのため、以下表に「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり、1月あたりの算定単位数として合計する基本報酬と加減算等をサービスごとに示す。
- ②基本報酬に係るその他の加減算（共生型サービスにおける減算、特別地域加算、同一建物減算等）の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。
- ③介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。

■サービス種類別「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり合計するサービスコード

No	サービス種類	「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり合計するサービスコード
17	介護福祉施設サービス	対象となるサービスコード 別紙「介護福祉施設」参照 (※) 基本部分（「イ 介護福祉施設サービス費」・「ロ ユニット型介護福祉施設サービス費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 ・入所者の数が入所定員を超える場合 ・介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
18	介護保健施設サービス	対象となるサービスコード 別紙「介護保健施設」参照 (※) 基本部分（「イ 介護保健施設サービス費」、「ロ ユニット型介護保健施設サービス費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 ・入所者の数が入所定員を超える場合 ・医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
19	介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス	対象となるサービスコード 別紙「介護療養施設イ（令和元年10月1日～）」、「介護療養施設イ（令和3年4月1日～）」参照 (※) 基本部分（「(1) 療養型介護療養施設サービス費」～「(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 ・入院患者の数が入院患者の定員を超える場合 ・看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 ・介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 ・看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 ・僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 ・僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 ・一定の要件を満たす入院患者の数が規準を満たさない場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
20	介護療養施設サービス ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	対象となるサービスコード 別紙「介護療養施設ロ（令和3年10月1日～）」、「介護療養施設ロ（令和3年4月1日～）」参照 (※) 基本部分（「(1) 診療所型介護療養施設サービス費」、「(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・入院患者の数が入院患者の定員を超える場合 ・一定の要件を満たす入院患者の数が規準を満たさない場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
21	介護療養施設サービス ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス	対象となるサービスコード 別紙「介護療養施設ハ」参照 (※) 基本部分（「(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費」～「(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・入院患者の数が入院患者の定員を超える場合 ・看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 ・介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 ・看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 ・僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 ・僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 ・一定の要件を満たす入院患者の数が規準を満たさない場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
22	介護医療院サービス	対象となるサービスコード 別紙「介護医療院」参照 (※) 基本部分（「イ I型介護医療院サービス費」～「ハ ユニット型特別介護医療院サービス費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 ・入所者の数が入所者の定員を超える場合 ・医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 ・看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合

「令和3年9月30日までの上乗せ分」の計算方法について

I-資料10

- ① 令和3年9月30日までは、基本報酬に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を加えた額が基本報酬となる。
 具体的には、1月当たりの基本報酬に0.1%を乗じた額（四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は切り上げ。）が「令和3年9月30日までの上乗せ分」の額となる。
 ただし、基本報酬に加減算を乗じた額をサービスコードとしている場合には、当該サービスコードによる1月あたりの算定単位数に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を乗じることとなる。
 そのため、以下表に「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり、1月あたりの算定単位数として合計する基本報酬と加減算等をサービスごとに示す。
- ②基本報酬に係るその他の加減算（共生型サービスにおける減算、特別地域加算、同一建物減算等）の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。
- ③介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。

■サービス種類別「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり合計するサービスコード

No	サービス種類	「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり合計するサービスコード
1	訪問介護	対象となるサービスコード 別紙「訪問介護」参照 (※) 基本部分（「イ 身体介護」～「八 通院等乗降介助」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・身体介護に引き続き生活援助を行った場合 ・2人の訪問介護員等による場合 ・夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合 ・特定事業所加算Ⅰ～Ⅳ
2	訪問入浴介護	対象となるサービスコード 別紙「訪問入浴」参照 (※) 基本部分（「イ 訪問入浴介護費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・介護職員3人が行った場合 ・全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合
3	訪問看護	対象となるサービスコード 別紙「訪問看護」参照 (※) 基本部分（「イ 指定訪問看護ステーションの場合」～「八 定期巡回・随時対応随時対応訪問看護事業所と連携する場合」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・准看護師の場合 ・夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合 ・複数名訪問加算 ・1時間30分以上の訪問看護を行う場合 ・要介護5の者の場合
4	訪問リハビリテーション	対象となるサービスコード 別紙「訪問リハビリ」参照 (※) 基本部分（「イ 訪問リハビリテーション費」）に係るサービスコード
5	居宅療養管理指導	対象となるサービスコード 別紙「居宅療養管理指導」参照 (※) 基本部分（「イ 医師が行う場合」～「ホ 歯科衛生士等が行う場合」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合
6	通所介護	対象となるサービスコード 別紙「通所介護」参照 (※) 基本部分（「イ 通常規模型通所介護費」～「八 大規模型通所介護費（Ⅱ）」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ・2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合
7	通所リハビリテーション	対象となるサービスコード 別紙「通所リハビリ」参照 (※) 基本部分（「イ 通常規模の事業所の場合」～「八 大規模の事業所（Ⅱ）の場合」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合
8	短期入所生活介護	対象となるサービスコード 別紙「短期入所生活」参照 (※) 基本部分（「イ 短期入所生活介護費」、「ロ ユニット型短期生活入所介護費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 ・利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 ・介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
9	短期入所療養介護 イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費	対象となるサービスコード 別紙「短期入所療養イ」参照 (※) 基本部分（「（1）介護老人保健施設短期入所療養介護費」～「（3）特定介護老人保健施設短期入所療養介護費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 ・利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定数を超過する場合 ・医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合

「令和3年9月30日までの上乗せ分」の計算方法について

- ① 令和3年9月30日までは、基本報酬に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を加えた額が基本報酬となる。
 具体的には、1月当たりの基本報酬に0.1%を乗じた額（四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は切り上げ。）が「令和3年9月30日までの上乗せ分」の額となる。
 ただし、基本報酬に加減算を乗じた額をサービスコードとしている場合には、当該サービスコードによる1月あたりの算定単位数に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を乗じることとなる。
 そのため、以下表に「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり、1月あたりの算定単位数として合計する基本報酬と加減算等をサービスごとに示す。
- ②基本報酬に係るその他の加減算（共生型サービスにおける減算、特別地域加算、同一建物減算等）の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。
- ③介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。

■サービス種類別「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり合計するサービスコード

No	サービス種類	「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり合計するサービスコード
23	介護予防訪問入浴介護	対象となるサービスコード 別紙「予防訪問入浴」参照 (※) 基本部分（「イ 介護予防訪問入浴介護費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・介護職員2人が行った場合 ・全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合
24	介護予防訪問看護	対象となるサービスコード 別紙「予防訪問看護」参照 (※) 基本部分（「イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合」、「ロ 病院又は診療所の場合」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・准看護師の場合 ・夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合 ・複数名訪問加算 ・1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合
25	介護予防訪問リハビリテーション	対象となるサービスコード 別紙「予防訪問リハ」参照 (※) 基本部分（「イ 介護予防訪問リハビリテーション費」）に係るサービスコード
26	介護予防居宅療養管理指導	対象となるサービスコード 別紙「予防居宅療養管理指導」参照 (※) 基本部分（「イ 医師が行う場合」～「ホ 歯科衛生士等が行う場合」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合
27	介護予防通所リハビリテーション	対象となるサービスコード 別紙「予防通所リハ」参照 (※) 基本部分（「イ 介護予防通所リハビリテーション費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合
28	介護予防短期入所生活介護	対象となるサービスコード 別紙「予防短期入所生活」参照 (※) 基本部分（「イ 介護予防短期入所生活介護費」、「ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 ・利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 ・介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
29	介護予防短期入所療養介護 イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費	対象となるサービスコード 別紙「予防短期入所療養イ」参照 (※) 基本部分（「(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費」、「(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 ・利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定数を超える場合 ・医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
30	介護予防短期入所療養介護 ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	対象となるサービスコード 別紙「予防短期入所療養ロ」参照 (※) 基本部分（「(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費」～「(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費」）及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 ・利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 ・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ・看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 ・僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 ・僻地の医師確保計画を届出したもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 ・常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合

令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項（介護老人福祉施設、特養併設型（介護予防）短期入所生活介護）

- ・本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年4月15日（木）とする取扱いとします。
- ・令和3年4月の報酬改定に伴い、新たな加算の創設や加算区分の変更が行われています。については、次の施設・事業所においては、令和3年4月から算定する介護報酬の体制を届け出てください。
 - ◎ LIFEについて、既に届出・登録済みの施設・事業所
 - ◎ サービス提供体制強化加算について、令和3年3月まで算定を行っている全ての施設・事業所
 - ◎ 生活機能向上連携加算について、令和3年3月まで算定を行っている全ての施設・事業所
 - ◎ 本体施設において、令和3年4月から介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定（新規・継続）する併設短期入所事業所
 - ◎ 排せつ支援加算について、令和3年3月まで算定を行っていて令和3年4月から経過措置の適用を受ける施設
 - ◎ 令和3年3月まで改定前の栄養マネジメント加算の算定を行っている施設にあって、改定後の栄養ケア・マネジメントの実施の有無が「あり」となる施設。この場合、添付書類は「別紙11届出書」のみとし、別紙7勤務体制・勤務形態一覧表及び資格証等の写しは省略可とする。

※ 以下は、従来の「申請の手引」を令和3年度報酬改定等に伴い修正する部分です。（修正のない部分は一部又は全部の記載を省略しています）

② 体制等届出（新規及び変更）

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> （別添届出書 施設・居宅・介護予防 共通） ※変更は介護保険事業所番号ごとに作成して提出	<input type="checkbox"/> 新規許可申請の場合、「受付番号」、「事業所所在地市町村番号」及び「介護保険事業所番号」は記載しないこと。 <input type="checkbox"/> 届出者の「法人等の所在地」、「法人等の名称」、「代表者の職・氏名」、「代表者の住所」、事業所・施設の状況の「事業所・施設の名称」、「事業所・施設の所在地」、「管理者の氏名」及び「管理者の住所」欄を、取り違えず記載すること。（ <u>「届出者」とは、施設又は事業所の設置者・事業者である「法人」であり、施設又は事業所ではないので留意すること</u> ） <input type="checkbox"/> フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号・事業所Email等に記入漏れがないよう注意すること。 <input type="checkbox"/> 同一所在地において実施している事業等について、「実施事業」欄に○を付すこと。 <input type="checkbox"/> 「指定・許可（更新）年月日」欄は、「実施事業」欄に○を付した事業等の直近の指定又は更新に係る年月日を記載すること。 <input type="checkbox"/> 「異動等の区分」欄は、該当項目の番号に○を付すこと。 <input type="checkbox"/> 「異動（予定）年月日」欄は、加算開始の場合は翌月初日、加算終了の場合は終了日を記入すること。 <input type="checkbox"/> 「介護保険事業所番号」は、誤記載に注意すること。 <input type="checkbox"/> 変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「変更後」欄に <u>変更内容を具体的に記載すること</u> 。（「〇〇〇体制を追加」等） <input type="checkbox"/> その他注意事項は「別添届出書」の裏面の備考を参照すること。
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）	<input type="checkbox"/> 「事業所番号」欄は、誤記載に注意すること。 <input type="checkbox"/> 「事業所名」欄に、指定申請に係る正式な「施設又は事業所名」を記入し、 <u>誤って法人名等を記載しないこと</u> 。 <input type="checkbox"/> 「適用開始年月日」欄は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の

	<p>「異動（予定）年月日」欄と同じ日付を記載すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 「LIFEへの登録」欄の該当する項目の番号に「○」を付すこと。</p> <p><input type="checkbox"/> （介護予防）併設型（ユニット型）短期入所については、「サービス提供体制強化加算（併設型・空床型）」の該当する項目に「○」を記入し、「サービス提供体制強化加算（単独型）」については「なし」とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> （介護予防）空床型（ユニット型）短期入所における「サービス提供体制強化加算（併設型・空床型）」について、本体施設が介護老人福祉施設で行う空床型の場合、その加算の届出が本体施設と重複する場合は届出不要（相違する場合は届出必要）。ただし、本体施設で日常生活継続支援加算算定の場合は併設型とは別に届出が必要なので留意すること。本体施設が地域密着型介護老人福祉施設の場合、併設型の届出事項と相違する場合は別に届出が必要。</p> <p><input type="checkbox"/> （介護予防）併設型・空床型（ユニット型）短期入所については、「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」の該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 県における要件審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので、注意すること。（加算を取り止める場合等を除き、翌月に再度変更届出を行うまで修正不可能）要件等審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので注意すること。（<u>翌月に変更届出を行うまで修正不可。</u>）</p>
<p>従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）、付表（勤務時間区分）並びに（別添届出書）</p>	<p>（従前部分に変更なしのため省略。以下追加部分）</p>
<p>テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別添届出書）</p>	<p>※従来型の特別養護老人ホーム（併設の従来型短期入所を含む）において、併設の短期入所と併せて配置すべき夜勤を行う職員の数について、テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準を緩和（10分の8以上）する場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 配置すべき夜勤職員の員数に小数が生じる場合、整数部分の員数に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるよう職員を配置していること。（小数部分に充てる職員の配置時間は夜勤時間帯であればよく、連続する時間帯である必要はないが、当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間帯に配置するよう努めること）</p> <p><input type="checkbox"/> （別添届出書）の①、②及び④、⑤の項目のすべてが「有」で③の導入機器が正確に記載されていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 要件を満たすことが分かる議事概要を添付し、そのほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、必要に応じて提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/> （別添届出書）の④iの委員会に夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。</p>
<p>看護体制加算に係る届出書（別紙9-2）</p>	<p>※短期入所生活介護において「看護体制加算」が「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」若しくは「なし」となる場合又は新規算定の場合（従前部分に変更なしのため中略。以下追加部分）</p> <p><input type="checkbox"/> 「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」を算定する場合、前年度又は前三月における利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の占める割</p>

	<p>合が70%以上であること。</p> <p>□「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」の算定に当たり、前三月の実績により届出を行った場合、届出月以降についても、直近三月間における中重度の利用者の割合を維持していること。所定の割合を維持できなくなった場合は、速やかにその旨を届け出ること。</p>
<p>栄養マネジメント体制に関する届出書 (別紙11)</p>	<p>※令和3年度報酬改定による「栄養マネジメント加算」の廃止（基本報酬化）に伴い、基本サービスとして栄養ケア・マネジメントの実施がない場合は、減算（14単位/日）される。ただし、3年間（令和6年3月31日まで）は経過措置により、「なし」でも減算されない。</p> <p>※介護老人福祉施設における「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」について、新規指定時若しくは令和3年4月1日から「あり」の場合又は「あり」若しくは「なし」へ変更の場合。</p> <p>□栄養士又は管理栄養士を1以上配置していること。</p> <p>□管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施すること。（栄養士のみ配置の施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設にあっては、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこと）</p> <p>□入所者の栄養状態を把握し、多職種のもの共同で入所者ごとの栄養ケア計画を施設サービス計画との整合性を図って作成すること。</p> <p>□入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行い、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。</p> <p>□入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。</p> <hr/> <p>※介護老人福祉施設における「栄養マネジメント強化体制」加算について、新規指定時若しくは令和3年4月1日から「あり」の場合又は「あり」若しくは「なし」へ変更の場合。</p> <p>□管理栄養士を常勤換算方法で入所者の数を50で除した数以上配置していること、または、給食管理を行う常勤栄養士を1名以上配置している場合で、管理栄養士を常勤換算方法で入所者の数を70で除した数以上配置していること。</p> <p>□低栄養状態またはそのおそれのある入所者に対して、多職種のもの共同で作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態等を踏まえた食事の調整等を実施すること。</p> <p>□低栄養状態等の入所者以外の入所者に対しても、食事の観察により変化を把握し、問題がある場合は早期に対応していること。</p> <p>□LIFEへの登録が「あり」で、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当該情報その他必要な情報を活用していること。</p>
<p>サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書 (別紙12-4、16)</p>	<p>※「サービス提供体制強化加算」が「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。あるいは介護老人福祉施設において「日常生活継続支援加算」が「あり」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>※令和3年度報酬改定による「サービス提供体制強化加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所にあっては、改定後の加算要件に満たす「サービス提供体制強化加算」の該当する項目に「○」を付して届け出ること。</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体</p>

	<p>制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」(別紙12-6付表1)及び(別紙12-6付表2)は廃止した。</p> <p>□「サービス提供体制強化加算」又は「日常生活継続支援加算」について、(別紙12-4、16)の「5 介護職員等の状況」又は「6 入所者及び介護職員の状況」で各加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□サービス提供体制強化加算に係る届出内容について、介護老人福祉施設及び空床型(介護予防)短期入所生活介護と併設型(短期専用床)(介護予防)短期入所生活介護では、算定人数が按分等により相違するので留意すること。</p> <p>□その他注意事項は「別紙12-4、16」の欄外の備考を参照のこと。</p>
<p>テクノロジーを導入する場合の日常生活継続支援加算に関する届出書 (別紙16-2)</p>	<p>※介護老人福祉施設において、「日常生活継続支援加算」算定に当たり、常勤換算方法による介護福祉士数の配置要件について、テクノロジーの導入により、介護福祉士の数が入所者数に対して1:7以上であるとして、「テクノロジーの導入(日常生活支援加算関係)」が「あり」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>□(別紙16-2)の「5 入所者の状況及び介護福祉士の状況」及び「6 テクノロジーの使用状況」で加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□要件を満たすことが分かる議事概要を添付し、そのほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、必要に応じて提出すること。</p> <p>□(別紙16-2)の6②iの委員会に介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。</p>
<p>テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 (別紙22)</p>	<p>※介護老人福祉施設及び短期入所生活介護において「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」が「あり」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>□導入機器の名称及び製造事業者は正確に記入すること。</p> <p>□(別紙22)の配置要件①について、入所(利用)者数に占める介護ロボットを利用して見守りをを行っている対象者数の割合が10%未満となる等、要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を届け出ること。</p> <p>□(別紙22)の配置要件②において、加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□配置要件②について、要件を満たすことが分かる議事概要を添付し、そのほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、必要に応じて提出すること。</p> <p>□配置要件②について、④iの委員会に夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。</p> <p>□配置要件②について、従来型介護老人福祉施設(併設の従来型短期入所を含む)において、テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準の緩和の適用がある場合、夜勤加算により加配する配置要件は、「0.6人」を「0.8人」に読み替えること。</p>
<p>介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」の届出の手引」を参照のこと。</p>

○加算体制等を変更する場合の添付書類（修正のない部分是一部又は全部の記載を省略）
 <介護老人福祉施設>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
夜間勤務条件基準	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）</p> <p>※「夜勤時間帯」に係る記載のみで可 （介護職員及び看護職員のみで可能） （資格証等の写しは不要）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別添届出書）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要</p> <p>※テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準を緩和（10分の8以上）する場合のみ必要</p>
安全管理体制	<p>※令和3年度報酬改定による新規項目</p> <p>□添付書類なし</p> <p>□「基準型」とする場合は以下の施設基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生及びその再発を防止するための次の措置を講じていること ①指針の整備 ②事故発生等時の報告・改善等を周知徹底する体制整備 ③事故発生防止委員会の開催と定期的な研修（年2回以上）の実施 ④担当者の配置 <p>※安全管理体制が基準を満たさない場合は「減算型」（安全管理体制未実施減算）として、減算（5単位/日）される。ただし、6月間（令和3年9月30日まで）は経過措置により、「減算型」でも減算されない。</p>
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（栄養士及び管理栄養士のみで可能）</p> <p>□資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該栄養士及び管理栄養士の資格証の写し <p>□栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）</p> <p>※上記②栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）の欄を参照すること</p>
日常生活継続支援加算	<p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>※上記②サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）の欄を参照すること</p>
テクノロジーの導入（日常生活支援加算関係）	<p>□テクノロジーを導入する場合の日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙16-2）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要</p> <p>※上記②テクノロジーを導入する場合の日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙16-2）の欄を参照すること</p>
テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）</p> <p>※「夜勤時間帯のみの記載で可」 （介護職員及び看護職員のみで可能）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要</p>

	<p>※上記②テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙22）の欄を参照すること</p>
生活機能向上連携加算	<p>□添付書類なし</p> <p>※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件に満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。</p> <p>□新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せず、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。</p>
個別機能訓練加算	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分） （機能訓練指導員のみで可能。なお看護職員等の兼務がある場合はその勤務割合を明記すること。）</p> <p>□資格証等の写し（機能訓練指導員のみで可能）</p> <p>※令和3年度報酬改定により新設された「加算Ⅱ」については、改定前の加算（改定後の加算Ⅰ）を算定し、LIFEを活用することが要件であり、「個別機能訓練加算」が「あり」の場合、届出は不要。</p> <p>□「加算Ⅱ」について、LIFEへの登録を「あり」としている。</p>
ADL維持等加算〔申出〕の有無	<p>※令和3年度報酬改定により新設された加算であり、LIFEを活用することが要件。</p> <p>□添付書類なし</p> <p>□LIFEへの登録を「あり」としている。</p>
栄養マネジメント強化体制	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（栄養士及び管理栄養士のみで可能）</p> <p>□資格証等の写し ・当該栄養士及び管理栄養士の資格証の写し</p> <p>□栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）</p> <p>□LIFEへの登録を「あり」としている。</p> <p>※上記②栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）の欄を参照すること</p>
看取り介護体制	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（看護師のみで可能）</p> <p>□資格証等の写し（看護師のみで可能）</p> <p>□看取り介護体制に係る届出書（別紙9-4）</p> <p>※令和3年度報酬改定により、加算Ⅰ・Ⅱに死亡日45日前～31日前の算定が可能とされた。また、看取りに関する協議の場の参加者に生活相談員が明記され、「人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこととされた。</p>
褥瘡マネジメント加算	<p>□褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙23）</p> <p>※令和3年度報酬改定により、加算要件等が変更され、LIFEを活用すること及び共同して褥瘡ケア計画を作成する者に管理栄養士を追加することにより、加算Ⅰ及び加算Ⅱ（褥瘡の発生がない場合）が毎月（改定前の加算は三月に1回）算定が可能。</p> <p>□LIFEへの登録を「あり」としている。</p> <p>※改定前の旧加算の届出をしていた場合は、1年間（令和4年3月31日まで）は経過措置により、加算Ⅲに読み替えて、従前どおり三月に1回を限度として10単位／月が算定可能。ただし、LIFEを用いた情報の提出に切り替えるよう必要な検討を行うことが前提とされる。</p> <p>※経過措置の期間内にLIFEを用いた情報の提出に切り替えられない場合は、</p>

	「褥瘡マネジメント加算」を「なし」で届け出ること。
排せつ支援加算	<p>※令和3年度報酬改定により、加算要件等が変更され、LIFEを活用することを前提に、新たに届出（改定前の加算は届出不要）を行った場合、加算Ⅰ、加算Ⅱ又は加算Ⅲが毎月（改定前の加算は支援開始月から六月以内）算定が可能。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p> <p><input type="checkbox"/>LIFEへの登録を「あり」としている。</p> <p>※改定前の旧加算を算定していた場合は、1年間（令和4年3月31日まで）は経過措置により、加算Ⅳに読み替えて、従前どおり支援開始月から六月以内に限り100単位/月が算定可能。ただし、LIFEを用いた情報の提出に切り替えるよう必要な検討を行うことが前提とされる。</p> <p>※経過措置の適用を受ける場合は、令和3年4月から「排せつ支援加算」を「あり」、LIFEへの登録を「なし」で届け出ること。</p>
自立支援促進加算	<p>※令和3年度報酬改定により新設された加算で、LIFEを活用することを前提に、新たに届出を行った場合、算定が可能。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p> <p><input type="checkbox"/>LIFEへの登録を「あり」としている。</p>
科学的介護推進体制加算	<p>※令和3年度報酬改定により新設された加算で、LIFEを活用することを前提に、新たに届出を行った場合、加算Ⅰ又は加算Ⅱの算定が可能。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p> <p><input type="checkbox"/>LIFEへの登録を「あり」としている。</p>
安全対策体制	<p>※令和3年度報酬改定により新設された加算「安全対策体制加算」で、要件を満たすものものとして、新たに届出を行った場合、入所初日に限り加算の算定が可能。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p> <p><input type="checkbox"/>以下の要件を満たすこと。</p> <p>①安全管理体制の基準を満たすこと（上記②安全管理体制の欄を参照）</p> <p>②担当者が安全対策に係る外部の研修を受講していること。</p> <p>③安全管理対策部門を設置し、体制を整備していること。</p> <p>※外部研修は、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。</p> <p>※令和3年10月31日までの間にあっては、研修を受講予定（令和3年4月以降、受講申込書を有している場合）であれば、研修を受講した者とみなすが、令和3年10月31日までに研修を受講していない場合には、令和3年4月から10月までに算定した加算については、遡り返還すること。</p>
サービス提供体制強化加算	<p><input type="checkbox"/>サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>※上記②サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）の欄を参照すること</p>
介護職員処遇改善	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」の届出の手

加算	引」を参照のこと。
介護職員等特定処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。

<短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分） ※「夜勤時間帯」に係る記載のみで可（介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要） <input type="checkbox"/> テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別添届出書） <input type="checkbox"/> テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要 ※テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準を緩和（10分の8以上）する場合のみ必要
生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 添付書類なし ※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件を満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。 <input type="checkbox"/> 新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せずに、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。
看護体制加算	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（看護職員のみで可能。なお本体施設及び機能訓練指導員等の兼務がある場合はその勤務割合を明記すること。） <input type="checkbox"/> 資格証等の写し（看護職員のみで可能） <input type="checkbox"/> 看護体制加算に係る届出書（別紙9-2） ※上記②看護体制加算に係る届出書（別紙9-2）の欄を参照すること
テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分） ※「夜勤時間帯のみの記載で可」（介護職員及び看護職員のみで可能） <input type="checkbox"/> テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要 ※上記②テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙22）の欄を参照すること
サービス提供体制強化加算（単独型）	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（単独型、併設型）から、（単独型）に変更された。 ※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、令和3年4月から「なし」とすること。
サービス提供体制強化加算（併設型、空床型）	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（空床型）から、（併設型、空床型）に変更された。 ※併設型又は空床型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出る

	<p>こと。</p> <p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>※上記②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）及びサービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）の欄を参照すること。</p>
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	<p>※令和3年度報酬改定により追加された項目で、併設本体施設における令和3年4月からの介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況について、該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p>□添付書類なし</p>
介護職員処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算加算の届出の手引」を参照のこと。
介護職員等特定処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算加算の届出の手引」を参照のこと。

<介護予防短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
夜間勤務条件基準	<p>□従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）</p> <p>※「夜勤時間帯」に係る記載のみで可（介護職員及び看護職員のみで可能）（資格証等の写しは不要）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別添届出書）</p> <p>□テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要</p> <p>※テクノロジーの導入により、夜勤職員の人員配置基準を緩和（10分の8以上）する場合のみ必要</p>
生活機能向上連携加算	<p>□添付書類なし</p> <p>※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件を満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。</p> <p>□新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せず、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。</p>
サービス提供体制強化加算（単独型）	<p>※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（単独型、併設型）から、（単独型）に変更された。</p> <p>※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、令和3年4月から「なし」とすること。</p>
サービス提供体制強化	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（空床型）から、（併

<p>加算（併設型、空床型）</p>	<p>設型、空床型）に変更された。</p> <p>※併設型又は空床型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。</p> <p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>※上記②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）及びサービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16）の欄を参照すること。</p>
<p>併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況</p>	<p>※令和3年度報酬改定により追加された項目で、併設本体施設における令和3年4月からの介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況について、該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p>□添付書類なし</p>
<p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>
<p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>

令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項（（介護予防）短期入所生活介護（単独型・特養以外の併設型））

- ・本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年4月15日（木）とする取扱いとします。
- ・令和3年4月の報酬改定に伴い、新たな加算の創設や加算区分の変更が行われています。については、次の事業所においては、令和3年4月から算定する介護報酬の体制を届け出てください。
 - ◎ LIFEについて、既に届出・登録済みの事業所
 - ◎ サービス提供体制強化加算について、令和3年3月まで算定を行っている全ての事業所
 - ◎ 生活機能向上連携加算について、令和3年3月まで算定を行っている全ての事業所
 - ◎ 本体施設において、令和3年4月から介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定（新規・継続）する併設型事業所

※ 以下は、従来の「申請の手引」を令和3年度報酬改定等に伴い修正する部分です。（修正のない部分は一部又は全部の記載を省略しています）

② 体制等届出（新規及び変更）

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> > (別添届出書)	<ul style="list-style-type: none"> □新規許可申請の場合、「受付番号」、「事業所所在地市町村番号」及び「介護保険事業所番号」は記載しないこと。 □届出者の「<u>法人等の所在地</u>」、「<u>法人等の名称</u>」、「代表者の職・氏名」、「代表者の住所」、<u>事業所・施設の状況</u>の「<u>事業所・施設の名称</u>」、「<u>事業所・施設の所在地</u>」、「<u>管理者の氏名</u>」及び「<u>管理者の住所</u>」欄を、取り違えず記載すること。<u>（「届出者」とは、施設又は事業所の設置者・事業者である「法人」であり、施設又は事業所ではないので留意すること）</u> □フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号・事業所Email等に記入漏れがないよう注意すること。 □同一所在地において実施している事業等について、「実施事業」欄に○を付すこと。 □「指定・許可（更新）年月日」欄は、「実施事業」欄に○を付した事業等の直近の指定又は更新に係る年月日を記載すること。 □「異動等の区分」欄は、該当項目の番号に○を付すこと。 □「異動（予定）年月日」欄は、加算開始の場合は翌月初日、加算終了の場合は終了日を記入すること。 □「介護保険事業所番号」は、誤記載に注意すること。 □変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「<u>変更後</u>」欄に<u>変更内容を具体的に記載すること</u>。（「○○○体制を追加」等） □その他注意事項は「別添届出書」の裏面の備考を参照すること。
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1)	<ul style="list-style-type: none"> □「事業所番号」欄は、誤記載に注意すること。 □「事業所名」欄に、指定申請に係る正式な「<u>施設又は事業所名</u>」を記入し、<u>誤って法人名等を記載しないこと</u>。 □「適用開始年月日」欄は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の「異動（予定）年月日」欄と同じ日付を記載すること。 □「LIFEへの登録」欄の該当する項目の番号に「○」を付すこと。 □（介護予防）併設型（ユニット型）短期入所については、「サービス提供体制強化加算（<u>併設型・空床型</u>）」の該当する項目に「○」を記入し、「サービス提供体制強化加算（<u>単独型</u>）」については「なし」とすること。

	<p>と。</p> <p>□（介護予防）併設型（ユニット型）短期入所については、「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」の該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p>□県における要件審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので、注意すること。（加算を取り止める場合等を除き、翌月に再度変更届出を行うまで修正不可能）要件等審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので注意すること。（<u>翌月に変更届出を行うまで修正不可。</u>）</p>
<p>看護体制加算に係る届出書 （別紙9-2）</p>	<p>※短期入所生活介護において「看護体制加算」が「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」若しくは「なし」となる場合又は新規算定の場合。 （従前部分に変更なしのため中略。以下追加部分）</p> <p>□「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」を算定する場合、前年度又は前三月における利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の占める割合が70%以上であること。</p> <p>□「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」の算定に当たり、前三月の実績により届出を行った場合、届出月以降についても、直近三月間における中重度の利用者の割合を維持していること。所定の割合を維持できなくなった場合は、速やかにその旨を届け出ること。</p>
<p>テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 （別紙22）</p>	<p>※短期入所生活介護において「テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）」が「あり」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>□導入機器の名称及び製造事業者は正確に記入すること。</p> <p>□（別紙22）の配置要件①について、入所（利用）者数に占める介護ロボットを利用して見守りを行っている対象者数の割合が10%未満となる等、要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を届け出ること。</p> <p>□（別紙22）の配置要件②において、加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□配置要件②について、要件を満たすことが分かる議事概要を添付し、そのほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、必要に応じて提出すること。</p> <p>□配置要件②について、④iの委員会に夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。</p>
<p>サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書 （別紙12-4、16）</p>	<p>※「サービス提供体制強化加算」が「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>※令和3年度報酬改定による「サービス提供体制強化加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算要件に満たす「サービス提供体制強化加算」の該当する項目に「○」を付して届け出ること。</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>□「サービス提供体制強化加算」について、（別紙12-4、16）の「5 介護職員等の状況」で各加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□その他注意事項は「別紙12-4、16」の欄外の備考を参照のこと。</p>

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」の届出の手引」を参照のこと。
--------------------------	---

○加算体制等を変更する場合の添付書類（修正のない部分是一部又は全部の記載を省略）
 <短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 添付書類なし ※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件に満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。 <input type="checkbox"/> 新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せずに、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。
看護体制加算	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（看護職員のみで可能。なお本体施設及び機能訓練指導員等の兼務がある場合はその勤務割合を明記すること。） <input type="checkbox"/> 資格証等の写し（看護職員のみで可能） <input type="checkbox"/> 看護体制加算に係る届出書（別紙9-2） ※上記②看護体制加算に係る届出書（別紙9-2）の欄を参照すること
テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分） ※「夜勤時間帯のみの記載で可」（介護職員及び看護職員のみで可能） <input type="checkbox"/> テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要 ※上記②テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙22）の欄を参照すること
サービス提供体制強化加算（単独型）	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（単独型、併設型）から、（単独型）に変更された。 <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16） ※単独型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。 ※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。 ※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、令和3年4月から「なし」とすること。
サービス提供体制強化加算（併設型、空床型）	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（空床型）から、（併設型、空床型）に変更された。 ※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。 <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16） ※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体

	<p>制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」(別紙12-6付表1)及び(別紙12-6付表2)は廃止した。</p> <p>※上記②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)及びサービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-4、16)の欄を参照すること。</p>
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	<p>※令和3年度報酬改定により追加された項目で、併設本体施設における令和3年4月からの介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況について、該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p>□添付書類なし</p>
介護職員処遇改善加算	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>
介護職員等特定処遇改善加算	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>

<介護予防短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
生活機能向上連携加算	<p>□添付書類なし</p> <p>※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・(介護予防)短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件に満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。</p> <p>□新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せず、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。</p>
サービス提供体制強化加算(単独型)	<p>※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が(単独型、併設型)から、(単独型)に変更された。</p> <p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-4、16)</p> <p>※単独型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」(別紙12-6付表1)及び(別紙12-6付表2)は廃止した。</p> <p>※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、令和3年4月から「なし」とすること。</p>
サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)	<p>※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が(空床型)から、(併設型、空床型)に変更された。</p> <p>※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。</p> <p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-4、16)</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体</p>

	<p>制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」(別紙12-6付表1)及び(別紙12-6付表2)は廃止した。</p> <p>※上記②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)及びサービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-4、16)の欄を参照すること。</p>
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	<p>※令和3年度報酬改定により追加された項目で、併設本体施設における令和3年4月からの介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況について、該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p>
介護職員処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。
介護職員等特定処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。

3 高齢者虐待の防止及び身体拘束の廃止について

★ R2年度虐待事案処分事例

① 事案の概要

介護老人福祉施設において、入所者の弄便行為やおむつ外し等の行為を防止するとの理由による入所者の腹部をズボンの紐（施設従業者がそのために加工して取り付けたものを含む）で縛る身体拘束について、入所者13人に対して、施設従業者22人が少なくとも1年以上の期間にわたり行っていたが、この身体拘束に対して、身体拘束適正化のための対策検討委員会で検討を行わず、身体拘束実施の記録もなく、施設サービス計画への記載もなく、入所者又はその家族に対する説明と同意を得ることなく行っていたもの

② 処分の内容

行政処分・・新規入所者受入停止12月（指定の効力の一部停止）

③ 行政処分以外の対応

- ・サービス提供に対する改善勧告
- ・身体拘束廃止未実施減算の適用を指導（所定単位数の10%）
- ・虐待防止に対するさらなる取組を指導

<ポイント>

- ・「身体拘束」について、所定の要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たすことなく行われたものは、虐待とされる。
- ・「身体拘束」は、国が示している「具体的な行為の例」だけではない。高齢者に対して、何らかの行為・行動をさせないために、身体を拘束したり、その他の行動を制限する行為が「身体的拘束」として禁止される。
- ・行為者が「身体的拘束」でないと考えて行った行為であっても、その行為の目的や内容によっては、「身体的拘束」とされる可能性があり、判断に迷う行為は、身体拘束適正化のための対策検討委員会等において、多職種間で検討する必要がある。

◎ 身体拘束廃止未実施減算

【介護老人福祉施設】

身体拘束の適正化に係る基準を満たさない場合の減算については、下記①②のいずれかの場合に、その事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、入所者の全員について、**所定単位数が90%に減算**となる。

この場合、速やかに改善計画を県知事（指定権者）に提出し、事実が生じた月から3月後に、改善計画に基づく改善状況を県知事（指定権者）に報告すること。

① 指定基準に定める記録（身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由）を行っていない場合

② 指定基準に定める次の措置を講じていない場合

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（R3年4月からテレビ電話装置等の活用が可能）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

21号告示：別表1イ口注4

別掲告示：95号告示86

40号通知：第2の5(5)

過去の不適切事例

- 身体的拘束等に係る記録が不十分である。
- 高齢者虐待防止・身体的拘束等の廃止に向けた取組が不十分である。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催されていない。あるいは、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図られていない。
- 身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- 従業者の研修に高齢者の人権擁護や虐待防止の内容が含まれていない。

<ポイント>

- ・ 「身体拘束」については、所定の要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす場合にやむを得ず認められるものであり、あくまで一時的な対応である。
やむを得ず身体的拘束を行う場合においても、継続的に状態を把握するとともに廃止に向け、継続的に取り組むことが必要である。
- ・ やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、必ず当該入所者等に係る必要な事項（その態様及び時間、その際の入所者等の状況、緊急やむを得ない理由等）を記録しなければならない。
- ・ 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
また、施設・事業所の従業者については、不適切な言葉遣いや介護方法が、場合によっては「高齢者虐待」となるおそれもあるため、研修等を通じ、「高齢者虐待」に関する正しい知識を持つことが重要である。
- ・ H30年度条例改正において、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとされたので注意すること。 【介護老人福祉施設】
- ・ R3年3月23日に公布された条例改正において、R3年4月から入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないとされた。（研修の実施に係るものを除き、R6年3月末までの3年間の経過措置あり） 【介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所生活介護】

【身体的拘束の禁止】

介福： 39号省令第11条第4項・第5項、第42条第6項・第7項

県条例（介福）第14条第4項・第5項、第46条第6項・第7項

短期： 37号省令第128条第4項・第5項、第140条の7第6項・第7項

県条例（居宅）第155条第4項・第5項、第174条第6項・第7項

予防短期：35号省令第136条

県条例（予防）第137条

（予防短期のユニット型に準用）

【身体的拘束等の適正化のための措置】

介福： 39号省令第11条第6項 県条例（介福）第14条第6項
・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第5条第1項

【高齢者虐待防止（基本方針）】※

介福： 39号省令第1条の2第4項、第39条第3項 県条例（介福）第2条第4項、第43条第3項
短期： 37号省令第3条第3項 県条例（居宅）第3条第3項
予防短期：35号省令第3条第3項 県条例（予防）第3条第3項

【虐待防止措置の運営規程への記載】※

介福： 39号省令第23条、第46条 県条例（介福）第27条、第50条
短期： 37号省令第137条、第140条の11 県条例（居宅）第164条、第178条
予防短期：35号省令第138条、第156条 県条例（予防）第139条、第157条

【虐待の防止ために講ずる措置】※

介福： 39号省令第35条の2 県条例（介福）第39条の2
短期： 37号省令第140条（第37条の2を準用） 県条例（居宅）第168条（第40条の2を準用）
予防短期：35号省令第142条（第53条の10の2を準用）

県条例（予防）第143条（第55条の10の2を準用）

（それぞれユニット型に準用）

※R3年度報酬改定に伴う省令・県条例改正によりいずれもR3年4月1日施行

改正附則によりR6年3月31日までの3年間は経過措置により努めるものとする。

県条例は研修の実施に係るものを経過措置から除外（県条例独自基準によりR2年度まで人権擁護・虐待防止に関する研修の義務付けによるため。）

<県条例抜粋（R3年度～）> 【介護老人福祉施設】

第2条 1～3略

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 略

第14条 1～3略

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 略

第27条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程（以下「運営

規程」という。)を定めておかなければならない。

一～七 略

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 略

第39条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

R3年改正条例 附則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第39条の2（新条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定（研修の実施に係るものを除く。）の適用については、新条例第2条第4項、第39条の2及び第43条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第27条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3～10 略

【参考1】虐待事案が生じた場合の主な法律上の責任

【施設に対するペナルティ】

<法律（老人福祉施設）>

（指定の取消し等）

第92条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護老人福祉施設に係る第48条第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三略

四 指定介護老人福祉施設の開設者が、第88条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五～十二略

2 略

第88条 1～5略

6 指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

<民法（明治29年法律第89号）>

（債務不履行による損害賠償）

第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

(使用者等の責任)

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

【管理者（施設長）に対するペナルティ】

<刑法（明治40年法律第45号）>

(業務上過失致死傷等)

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

<民法>

(使用者等の責任)

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

【行為者に対するペナルティ】

<刑法>

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第205条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3年以上の有期懲役に処する。

(暴行)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(保護責任者遺棄等)

第218条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、3月以上5年以下の懲役に処する。

(遺棄等致死傷)

第219条 前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

その他：精神的虐待・・・侮辱罪（231条）、脅迫罪（222条）、自殺教唆（202条）

性的虐待・・・強制わいせつ（176条）、準強制わいせつ（178条）

経済的虐待・・・詐欺罪（246条）

<民法>

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【参考2】虐待事案が生じた場合の主な対応

(1) 初期対応

- ① 利用者の状況確認、安全確保、メンタルケア・治療等の緊急措置
- ② 事実確認（行為者、入所者本人、医療機関等からの聴取等）
- ③ 入所者本人、家族等への謝罪及び経過説明
- ④ 所管行政庁、所轄警察署への報告・通報及び調査、捜査等への協力
- ⑤ 組織的な情報共有及び当面の対応の検討

(2) 事後処理

- ① 行為者の処分
- ② 入所者に対する損害賠償の要否の検討等
- ③ 原因の把握・分析及び再発防止の検討・取組み

【参考3】虐待事案の発生の防止

- ① 複雑な背景要因 → 組織的かつ多角的な分析・取組みが不可欠
- ② 法人組織に内在する背景要因

法人・施設の組織、運営方針、運営体制（研修・教育体制を含む。）等



適切な法人、施設の諸体制と健全な運営



虐待を生まない、生みにくい職場環境の形成・職場風土の醸成